

本日の会議に付した事件

平成25年第2回山元町議会定例会（第2日目）

平成25年6月13日（木）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成25年第2回山元町議会定例会第2日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

産業振興課長寺島一夫君から、本日の会議を欠席、同課農政班長大和田敦君が出席する旨の届け出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、2番岩佐哲也君、3番渡邊 計君を指名します。

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

一般質問通告書の受理。岩佐哲也君ほか8人の議員から一般質問の通告を受理したので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理して、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（阿部 均君）2番岩佐哲也君の質問を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

2番（岩佐哲也君）おはようございます。

平成25年第2回山元町定例議会におきまして、大綱3点、細部10点、細項目10点にわたりまして第1回目の質問をさせていただきます。

まず1件目でございますが、議会で採択された請願の取り扱いについてでございます。

請願は、町住民が町との話し合いや口頭による要望、あるいは陳情だけではなかなか明らかならず、議員の紹介を通じまして行政執行者にその願いを聞いていただく、そして実現してほしいということで住民に与えられた基本的人権の重要な一つの部分でござ

います。

そういったことで、住民の思いの詰まった重い請願でございますが、請願法第5条において、町長は議会で採択された案件については誠実に対応しなければならないと規定がされております。

そこでお尋ねします。まず1点目、二元代表制のもとで、議会で採択された請願の対応について、基本的に町長はどのような姿勢でお考えになっているのかをお伺いするものであります。

それから2点目、昨年9月の定例議会におきまして、この2地区の集団移転先の要望については了解という回答がありました。その後、それに基づきまして両地区代表と詰めていくというような話がありました。その後、今回の請願を受けて回答いただいたものを見ますと、後退した回答が書面でなされております。一体、当時の当初の方針が変更になったのかどうか、変えたとすればどのような理由なのかを明確にお伺いするものであります。

それから3点目、我が町の防災集団移転、いろいろ3地区に限定して50戸以外でなければそれ以外の地区は認めないという話を再度されておりますが、その法的な根拠はどこにあるか。我が町では、都市計画市街化調整区域の指定はなされていないし、それに関する条例も制定されていないはずでありまして、これは参考までにはなるかもしれませんが、法的には根拠がない。数字の上で法的根拠があるのは、防災集団移転の50戸以上は認めるという国の法律がなされております。この法律を無視といいますか、参考にしないでその10倍の50戸以下はいかんというのは、どのような法的な根拠に基づいての判断なのかをお伺いするものであります。

それから大綱の2番目、産業振興と居住地の問題でございます。

今、町は宮城大学さんに依頼をし、産業振興を凶っておられます。これは非常に今後の町の発展のためにも、人口流失防止のためにも、あるいは所得向上のためにいろんな意味で重要な施策であると思っておりますが、まず1点、まちづくりの重要な柱の一つとして産業振興があると思っておりますが、この産業振興の位置づけを町長はどんなふうにもまちづくりの中での位置づけとしてお考えになっているか、まず基本的なことをお伺いするものであります。

それから2点目、やはり産業の中でも企業誘致やいろいろなことがあろうと思っておりますが、まず我が町の産業は一次産業が重要な位置を占めていると思っております。基幹産業であります。そういったことで農業やら漁業の振興策、あるいはその農業、漁業に従事する、あるいはやるのはアイデアもいろいろあろうかと思っておりますが、やはり基本なのは人です。住民であります。その方たちが農業や漁業をやりやすいような環境をつくるのが町の大きな仕事ではなかろうかと。そういう意味では、仕事をやりやすい場所で居住地を安全な場所を確保してあげると、それで頑張っていただくということが必要であらうと思っております。そういう意味で、農業や漁業と居住地の関係をどんなふうにお考えになっているかお伺いするものであります。

3点目、そういったことで漁業や農場へ近いところに住居を考えるべきだと思っておりますが、どのようなお考えかをお尋ねするものであります。

それから4番目、宮城大学さんで産業振興セミナーを5月19日にやりました。鈴木先生のお話の中に「山元町に贈る言葉」というものが最後のフレーズでありました。こ

これは1961年にアメリカのケネディ大統領が、若くして大統領に就任したときの演説の中の有名なフレーズの中の2つの部分の2番目の方の言葉であります。これを町長はお聞きになったと思うのですが、これをどう受け止められたかお伺いするものであります。

それから3番目、多重防御についてでございますが、先の3月の議会でも安全・安心をテーマに私も質問させていただきましたが、その中で一つ、防災緑地がいまいち不透明で、計画がどうも進んでいないような印象でございました。その後どうなっているのか、まちづくりの基本、住民の安全・安心を守るのが一番最初にやらなければならないことだろうと思います。もちろんいろんな項目があろうかと思いますが、最重要課題だろうと私は思っておりますが、1線堤の海岸といえば国で進めておいていただいておりますが、その内側である防災緑地の計画がどうも見えない。とにかく防災、安全を確保しないうちに、もちろん住宅が優先で進めなければなりません。関連して住宅の安全、住民の安全を確保する上でも防災緑地は大事な問題だろうと思うので、一体計画がどうなっているのか。

それから、2番目としては同じような観点から、県道相馬亘理線は従来よりも1メートル低くなっていると。あるいは隣の市町村から見ると半分ぐらいの高さだという、非常にそういった意味では不安要素があります。安全・安心を確保するためにはどうするのかということで先月の議会でも取り上げさせていただきましたが、その後、町長の回答では国・県と交渉するというような前向きの回答をいただいております。その後どうなのかをお伺いするものであります。

そういったことで、3点目としましては町民の安全・安心確保のための県道相馬線のかさ上げについて。まず、前回の説明では費用対効果というものが1メートル低くなった理由としてされていますが、これは担当課長の話という形なのかもしれませんが、こういうことが私は3回、4回、担当課から聞きましたけれども、そういう話を何回も聞くということは、町全体あるいは町長が承認されている認識なのかなということで、これは非常に大きな問題で、町民の安心・安全、あるいは町道を守ることが基本でございます。そういったことに対する町長のお考えを再度この場で、6月議会でお尋ねするものであります。よろしく申し上げます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）改めて、おはようございます。岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、議会で採択された請願の取り扱いについての1点目、二代表制のもと、議会で採択された請願の対応についてですが、地方自治体の首長及び議員は、ともに住民から選挙で選ばれており、首長は執行機関の代表として、あるいは議員はその議決機関の一員として議会を構成し、それぞれの機関に与えられた権限の範囲の中で、互いに緊張感を保ちながら住民福祉の向上に努力しているところであります。

請願は、住民が国や地方公共団体に対して選挙以外の場で意見を政治に反映させる手段となるものであります。また、請願書は地方自治法の規定に基づき、議員の紹介により議会に提出され、議会意思としての意思決定を経て町に送付されることを踏まえ、執行機関としてはその意思を十分尊重した上で、適切に対応していくことが肝要であると考えております。

次に、2点目、磯区・笠野区の集団移転に関する取り扱い方針についてですが、町と

しましてはこれまで、まずは新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区及び宮城病院周辺地区の3市街地の整備を優先して進める一方、それ以外の地区への集団移転の要望があった場合には、50戸以上の集落形成が見込まれる場合に移転希望先の宅地開発を検討するとの方針をお示ししてきております。笠野及び磯区の代表から提出された請願書が本年3月の定例会において採択されたことにつきましては、真摯に受け止めているところですが、町としましてはマンパワー及び予算が限られる中、まずは復興計画に位置づけられた3地区の新市街地整備を軌道に乗せることにエネルギーを傾注することとしており、このことはこれまで累次にわたりお話ししているところであります。このことから両地区の防災集団移転につきましては、新市街地整備に一定の道筋をつけた上で、しかるべき時期に震災復興計画等との整合性を考慮の上、条件整理をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目、我が町の防災集団移転先50戸に係る法的根拠についてですが、都市計画法では市街化調整区域における開発許可の基準として、市街化区域と隣接し、または近接し、おおむね50以上の建築物が連担している区域について許可するとしております。この趣旨は、50戸以上の連担性がない開発を容認した場合、新たな公共投資の必要性が生じること、及び市街地の無秩序な拡大が生じることなどの理由から開発を抑制しているものであります。山元町においては、市街化調整区域の設定をしておりませんので、この基準が必ず適用されるものではありませんが、持続可能なコミュニティの形成等といった震災復興計画の方針から、50戸以上という基準を設けているところであります。

次に、大綱第2、産業振興と居住地についての1点目、まちづくりの重要な柱の一つである産業振興策についてですが、産業振興は山元町の生活と暮らしを支える極めて重要なものであると認識しております。このため、町といたしましては農林水産業を初めとした各産業の振興と雇用及び観光振興、交流人口の拡大による町の復興を目指し、産業振興基本計画の策定に取り組んでいるところであります。

次に、2点目、農業、漁業の振興と農業、漁業従事者の居住地との関係についてですが、町としましては震災復興計画において、山元町ブランド産業の復興を掲げる中、特産品である仙台イチゴやリンゴ、ホッキ貝等を擁する第一次産業の振興はとりわけ重要であると考えております。一方、震災復興計画におきましては、東部地域において第一次産業用地ゾーンを形成するとともに、農業や漁業に従事されている方につきましては、住宅を安全な地域に移転していただき、食住分離を促すこととしております。住宅の移転に伴い、漁業及び農業に従事されている方は仕事場まで通勤する形になると考えられます。このため、確かに仕事に関しては不便になる部分も出てまいります。しかし、それ以上に安全性の確保とあわせて良好な住環境が整備され、利便性や快適性を享受いただくことができると考えております。

次に、3点目、農業、漁業従事者のやる気をそがないための対応についてですが、磯区及び笠野区の住民の方が働く場所に少しでも近いところに移転したいとの思いを持っておられることは承知しております。一方、町としましては先ほど説明しましたとおり、持続可能なコミュニティ形成との観点から、50戸以上の集落形成が見込まれる場合に移転希望先の宅地開発を検討することとしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、4点目、産業振興復興セミナーでの「山元町に贈る言葉」についてですが、去る5月19日、第2回の産業振興復興セミナーにおいて、県庁時代の同僚である講師の鈴木教授が、締めくくりの言葉としてケネディ大統領の言葉を引用されたものであります。訳しますと、「物をなくせば小さいものを失う。絆をなくせば大きいものを失う。しかし、勇気、チャレンジ精神を失えば全てを失う」というものであろうかと思えます。鈴木教授は海外の名言集を参考に、山元町民の皆さんに勇気を持って挑戦しましょう、勇気を持って立ち向かってほしいというメッセージを贈りたかったものと受け止めております。私自身といたしましても、産業振興を進める上でも町民の皆様との絆、あるいは信用、これは大変重要であることは認識しております。いちご団地整備事業や農地整備事業、水産施設整備事業など、重要な復興事業を鋭意、展開しているところであります。今後も町民の皆様のご意見に真摯に耳を傾けながら、町の産業全般の発展のために積極的に取り組んでまいりたい所存であります。

大綱第3、多重防御についてのご質問の1点目、町民の安全・安心確保の上から、急ぎでやるべき海岸防災緑地帯の造成についてですが、幅200メートル以上を確保することで減災が期待される沿岸の防潮林につきましては、現在、牛橋河口南側の花釜地区から林野庁が復旧を始めているところでありますが、災害瓦れきの二次処理プラントや仮置きをしている部分については撤去後の復旧となり、全ての復旧が終わるのは平成32年となる見込みであります。しかし、一方で多重防御施設としての築山は、津波減勢の効果を証明するための根拠となる有効なデータがなく、交付金事業として認められない状況であり、本町に先駆け交付金事業として築山を整備している岩沼市の千年希望の丘も、築山を避難場所として整備しているとのことでもあります。このことから、築山につきましては防災公園に避難施設として整備することを検討しており、現在、千年希望の丘を参考に必要性の取りまとめを進めております。

防潮林の200メートルに満たない箇所と防災公園の事業用地につきましては、防災集団移転促進事業で町が買い取った土地を、現在進めている東部地区の農地整備事業によりまとまった土地に成形して踏み出していく予定ですので、農地整備の進捗に合わせ、できるだけ早いタイミングで整備を始めたいと考えております。

次に、2点目及び3点目の県道相馬亙理線のかさ上げ高についてですが、県道相馬亙理線の道路高は津波シミュレーションによる検証を踏まえ、標準的な区間においておおむね高瀬川水路に係る陸橋周辺から北側でTP、これは東京湾の海面推移、全国の標高の基準となる海水面の高さのことをいうわけでございますけれども、このTPプラス5メートル、南側でTPプラス4メートルになる見込みであります。これは全区間をTPプラス5メートルで整備した場合と比較し、県道より西側エリアの津波の浸水範囲に大きな差がないことが確認されたことを踏まえ、復興庁及び県と協議調整したものであります。

道路高につきましては、本年1月の東日本大震災災害対策調査特別委員会の席上、県仙台北土木事務所長が説明しているところでございます。3月定例会以降に改めて土木事務所に確認しましたところ、道路高に変更がないとの回答を得ているところであります。

なお、坂元川から戸花川の区間における道路高は、河川堤防及び橋桁の高さの関係上、1線堤の高さ7メートル20を超えるTPプラス9.5から10.5メートル程度となり、その前後区間においてのすりつけのため勾配が生じますことから、数百メートルの

区間においてT Pプラス4メートルを超える道路高が確保される見込みであり、一定の津波減勢効果が期待できることも改めて確認しております。町としましてはレベル1の津波、すなわち数十年から百数十年に一度の津波はT Pプラス7. 2メートルの1線堤の海岸堤防で防ぐことができると考えております。一方、今次津波のようなレベル1の津波をはるかに上回り、1線堤を超えるレベル2の津波に対しては、2線堤である県道により内陸の浸水深の低減や浸水域での流速の減勢、津波到達の遅延を図るとともに、避難路整備等を組み合わせることで人命や町道を守る多重防御を進めることとしております。あわせて防災計画の策定など、ソフト面での対策も行ってまいります。

このようなハード、ソフト両面を組み合わせた多重防御により、町民の安全・安心を確保する町の方針につきまして、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい。それでは、細部にわたりまして2回目の質問をさせていただきます。

まず、大綱第1の（1）ですが、基本的には議会で採択された案件については適切にという表現でしたけれども、適切に誠意をもって誠実にと、法にのっとり誠実にとというふうに解釈しまして、対応していただけるものと解釈しまして、2番目の方に具体的に入りたいと思います。

3月の議会で採択されました回答、いわゆる自治法第125条に基づきまして議長名でその後の経過はどうなのかということで質問をさせていただきました。それに対する回答をいただいておりますが、その中に昨年度よりも今の現在では2団地考えていないという、昨年9月の議会で回答をいただいたものと大幅に後退した内容の回答が書面で来ている。一体これはどういうことなのか。昨年9月議会では、いろいろ事情があるけれども2団地については承認すると。ただし、時期は待ってくれと。あるいはいろいろな諸条件は今の3団地と同じというわけにはいかないかもしれないけれども、基本的には認める。あとは細部にわたっては磯地区あるいは笠野地区の両代表と誠実に打ち合わせをして決めていくと。とにかく3団地が決まるまで待ってくれという回答でしたが、今回は大幅に後退した回答が書面で来ておりますが、これはなぜそのように変わったのか。あるいは変わらないけれども、表現上そうなったのか。その辺を町長のお考えを確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。両地区の防災集団移転に関する取り組みの姿勢が変わっていないのかというふうなお尋ねでございましたけれども、基本的には先ほどお答えいたしましたとおり、これまで累次にわたりお話し申し上げてきた考え方と何ら変わるものではないというふうな基本的な考え方で、請願に対する途中経過、処理経過ということで回答させていただいたところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい。昨年から変わっていないということの確認がとれましたが、ということは2団地、赤坂あるいは大壇山は認める、承認すると。ただし時期がもうちょっとかかるから時間が欲しいというふうに解釈してよろしいのかどうか、確認のためもう一度町長の明確な回答をお願い申し上げます。

町長（齋藤俊夫君）はい。今のお尋ねの部分につきましては、岩佐議員から先ほども確認がありましたけれども、去年の9月の定例会の中でこの問題についてお答えした部分に立ち返るのかなというふうに思うわけでございますけれども、明確な形でお答えを必ずしもしたわけではございませんけれども、執行部としてもいろいろな取り組みの過程で双方の

事情があるというふうな中で、そういうふうな事情もご理解いただきながら、この問題についてはこれからも十分といいますか、あるいはぎりぎりの検討をさせていただくというふうなお答えをさせていただいたわけでございました。そういうふうな意味合いの考え方については今も同じでございます。

2番（岩佐哲也君）はい。議事録を見ていただければわかりますが、当初、町長は多少曖昧な回答がありました。私は質問、再質問で繰り返しまして、今の答弁は2団地を認めると解釈してよろしいのですかと念を押して、はいそうですという回答もいただいています。これは言った、言わないはいろんな問題があるかもしれませんが、まずひとつ確認を申し上げます。そういうことです。

そして、この9月の議会の回答を得まして、両地区の代表が町長と打ち合わせをした。そういうときにこういう回答をいただいた。これは議場でございませんで議事録に載っておりませんが、2団地は入学式は異なるけれども卒業式は一緒ですよと。了解してくれと。いわゆる2団地の造成は認める。工事が始まるのは3団地より遅れるけれども、入居するときはほかの3団地と一緒にしますよという回答、明確に回答を。これは議場でもありませんが、私と町長も確認したところ、一応2団地をやりますよという回答を私もいただいています。

この辺を今確認しているわけですが、やるということで正しいやり方を少し時期を見てくれと、そういうことなのか。もう一度やるんだというようなことを確認、それが前と変わっていないのかどうかということで、変わっていないというお話があったものですから、改めて2団地の造成については承認するというか、やりますよということを確認にお答えいただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。今の段階で明確にお答えできる状況下がないというふうなことを前提に、今回そういう経過を報告させていただいているところでございまして、その処理の経過として先ほどのお答えの中でも申したとおり、市街地の形成に関する基本的な考え方、あるいは町の置かれている今の状況、そしてまた今議会の中でできるだけスピードアップを図られるような工事の方式、これを議会でお認めいただければ、スピードアップを図る中でいろいろこの問題を検討していく中で結論を出したいと、そういうふうな処理経過を議長宛てに今回報告させていただいたというふうなことでございますので、ぜひそういうふうな流れの中でこの問題を真摯に受け止め、検討させていただくということで現段階はご理解をいただきたいと思います。

2番（岩佐哲也君）はい。いまいち何とでも解釈できるような、あるいは後退したようなご返事ですが、住民は町長やら議会で取り上げてもなかなかちが明かないということで、請願という住民に与えられた基本的人権の権利の一つを行使して、行使というとあれですが、それを使ってやってきた。議会も起立採決にしまして全員一致でこれは請願に応えるべきであるという結論を出しているわけで、それをぜひ真摯に受け止めて前に進めていただきたい。

そこで、やるという前提でお話し合いがあったはずなんです、そのときのあれとして一応、3団地のめどがついたら取りかかるというような話がありました。恐らく今回3団地については、入札をして一括発注方式というスピードアップのための方式を採用して、大体内定といいますか、契約は最終まだあと2、3日かかるかもしれません。これは山下あるいは新坂元のめどがついたんじゃないかという判断ができると思うのです

が、それを機にこの二つの団地をさらに進めるというお考えがないのかどうか、再度お尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。市街地整備等にこの段階で一定のめどがついたんじゃないかというふうな趣旨のお尋ねでございますけれども、今、我々が取り組んでいる集団移転を基本にした新しい市街地形成、これは通常ですと基本計画をつくるだけでも2年なり3年を要するような大事業でございます。基本計画だけです。これを去年あたりからの1年足らずで都市計画決定、あるいは事業の認可というふうな形で取り組んできているわけでございます。これはいろいろ関係法令の規制緩和なり、スピード感を持った被災地の復旧・復興という国等のそういう基本的な考え、ご理解もありながらの対応ということでございますけれども、ご案内のとおり、限られた体制の中で大変な事業に今取り組んでいるということでございまして、大卒としてはそういうふうに岩佐議員の理解するような形に見えるところもございまして、実情はいろんなものを同時並行的に調整しながら、日々綱渡りの状況で進んでいるということが実態でございますので、ぜひその辺もご理解いただきながら、この両地区からの集団移転についてもご理解を賜ればありがたいというふうに考えております。

2番（岩佐哲也君）はい。通常とは違いまして膨大な仕事の量、あるいは今まで経験のないような仕事の内容であると、ご苦労なさっているのは十分わかります。それだけに再度質問したいのは、先ほども申し上げましたけれども、入学式は異なるけれども卒業式は一緒だと。完成して入居するのは一緒だよという返事。じゃあほかの3団地と一緒に入居するためには、いつから取りかからなきゃならないのか。もう今取りかからなかったらば、これは進まないんだろうということで質問、今決断しなかったら間に合わないでしょうという、そこを心配しています。皆さん一生懸命やっているのは十分、我々もわかるし、我々もなかなか協力できる部分がなかなかなくて申しわけないなという部分もあります。やはりマンパワー不足であるとか、50戸がどうだとかいうことをいろいろおっしゃっていますけれども、それは別として、取りかかる姿勢があればやる方法なり何なりができるだろうし、決断しなかったらいつまでもずるずるといく。結果としてずれましただけでは済まない、これは住民がみんな町民一緒だと思うんです。被災された仮設に入っている方、家を建てたいという方、災害公営住宅に何とかして入りたいと願っている方々の思い、状況は一緒なんです。ですから町長の言われた、卒業式は一緒だよということを皆さん期待されているわけです。ぜひそのところをいつから取りかかるのか、いつめどをつけてどうするのかというところをひとつはっきりさせていただきたいと思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもお答えいたしましたとおり、限られた体制の中で大きな仕事をしておりますし、議会でまず復興基本計画の中に位置づけられた三つの大勢の皆さんが待ち望んでいる市街地整備、私はこれにまずはめどをつけると、軌道に乗せるということが不可欠だろうというふうに考えております。確かに両地区の皆さんの思いも理解するわけでございますけれども、同時並行的に全てに取り組める状況にはないというふうなことを重ねてご理解いただきたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい。現状は十分理解しているつもりであります。同時並行に進めると、進めるべきだということをおっしゃっているのではありません。1年前にはめどがついたらやりますよという話を回答いただいた。恐らくここ2、3日で新団地の方の業者も決ま

って次のステップに入るだろうと思います。それは一つのめどではないかと私は期待しているのですが、これをひとつの機会に前に進めていただきたいというふうに思います。

そこで一つ、時間もあれですから次の質問に入りますが、産業振興と居住地についてということですが、先ほど産業振興は町にとって重要な部分だということ、これは町長と認識が一緒ですので割愛させていただきますが、2番目の我が町は一次産業が主体であるということ、特に農業、漁業。これは2年前から、私は我が町は一次産業が重要であるから、この所得向上をまずどうするかを検討すべきではないかと。人口減の原因はそういったところにもありますよと。あるいは宮城県内でも町民1人当たりの所得は残念ながら下から2番目という低さですよと。所得だけが全てではありませんが、その底上げの一つに農業、漁業に力を入れるべきではないかと。いろんな立地条件も非常にいい条件がある。そういったことで農業関係に力を入れるべきじゃないかということなのですが、今、産業振興関係でいろいろ検討いただいています、いろんなアイデアとか方策があっても、やるのは町民なんです。今いる住民、今やっている方を重要視しないで、幾らいいアイデアを出したって、これは前に進まないと思うんです。そこをひとつ考えていただいて、今、農業やらハウス、あるいは漁業をやっておられる方の希望を少しでも近いところに、かなえてあげるとというのが町として町長としてやるべき仕事の基本部分ではないかと思うのですが、その辺はどうお考えなのかお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。極力、食住一体となるような配慮をした中での一次産業の皆さんに取り組んでもらったらどうかというふうなことでございますけれども、基本的にはその業種の特異性、産業の特異性というふうなことを踏まえた場合には、そういうふうな考え方も大切なのかなと思う一方、私が今回の復興計画の中で基本的に目指している、やはりコンパクトな理念を取り入れたまちづくりをしていきたいと思います、人口がどんどん減っていく中での持続的なまちづくりが大変難しくなりますよという、そういうふうなものを一方でやっぱり考えていかなくちゃならないという側面を大事にしていきたいと思います、確かに一人一人の思いを、あるいはご都合を少しでも町としてバックアップする、かなえられるような努力もする、これも大切でございますけれども、しかし個々を大切に余り、全体を見失ってしまったりは持続的なまちづくりというのはなかなか難しくなるのかなと。

はっきり言いますと、例えば水道料金がございます。水道の管路が町内に相当埋設されておるわけでございますけれども、それはそれで結構な話でございます。いつでも蛇口をひねればきれいな水が自由に飲める。しかし、そういう形だけでよろしいのかどうか。一方では負担が伴うわけでございます。現にお隣の亘理町さんと比較しますと、平均的な世帯でいくと月1,000円ぐらいの差がある。やはりこういうことをインフラを中心として少しでも皆さんの負担を軽くするような、そういうまちづくりも一方ではしていかなくちゃならないということもあるわけでございます、やはり全体の中での個々の調和、折り合いをどういうふうにつけていくか、この辺も大事にしたまちづくりもしていかなくちゃならない。当然、先ほどお答えしたように海岸線の近くで居住される、あるいは海と共生される漁業者の方々の安全・安心というふうなものが大前提にあるわけでございますけれども、そういうふうな考え方でやっていかなくちゃならないのかなというふうに思っているところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい。ただいまの町長のあれでは、全体を考えてこういうふうに3団地にこ

だわっているといえますか、限定しているのだというお話ですが、コンパクトシティということでこだわっていらっしゃるようですが、仙台の弁護士会あるいは東北大学の先生方で作っている団体が、我が町の行政について、もちろん我が町だけじゃないんですが、宮城県の各15市町村の分析をして、行政とかある。その中でこういう発言があります。コンパクトシティも我が町は都市型のコンパクトシティをまねようとしていますが、農村あるいは地方に合ったコンパクトシティ化してあるのではないかという提言が書面できちんと出ています。ほかのあれもあります。私もそう思うんです。山元町は山元町、コンパクトシティを否定しているわけじゃないんですよ。何でもかんでも新山下駅、新坂元駅に集中して、そこで農業でも何でもやりなさいという、そこに問題があるのではないかなど。通勤とか通学の方はいいと思うんです。あるいは高齢者で買い物をしたいという方は、交通の便利なところに引っ越す。これはコンパクトシティとして結構です。しかしながら山元町に合ったコンパクトシティ、都会型ではなくていわゆる農村型コンパクトシティというような方法もあるんじゃないかという提言がされているんです。

私も全く当初からそう思っていて、いろいろな角度から見る。何か先ほどの話ですと、私が一個人とか一部の町民の意見を聞いて言っているような発言がありましたけれども、私は決してそんなつもりはございません。町民の意向を聞かなかつたらば、どんどんどんどん水道料が高くなる。もっと人口が流失してしまいますよという心配をしているんです。それで今いる住民の要望を極力かなえて、将来に夢を持たせて一生懸命に農業、漁業をやりたいという方の支援をする、そういうことによって流失をとめる。あるいは、こういう町ならばよそから若者が来ようと、行ってみたい、住みたいというような町をつくってほしいということでこれを取り上げているわけですし、一部の地区の住民の意見だけを取り上げているのではないので、その辺は誤解のないようにぜひお願いしたいと思うのですが、そういう意味で今いる住民、農業あるいは漁業をやっている方を重視する。

それからもう一つは、今、水道関係で例を挙げて高くなるとおっしゃいましたけれども、やっぱり限界集落という問題が今後あると思うのです。それに対する対策をどう考えているか、そういう対策がちっとも見えないで、ただあそこに集約して集まりなさいというだけで限界集落が解決するとは私は思えません。むしろ大壇山地区はどう開拓するのか、どういう若い人を呼ぶのか。そういう地区あるいはそういう場所を町全体として考えて、そういう対策を打った上で、どうしようもなくこっちに来てくださいというのなら話はわかりますが、そういう対策、政策が不足しているのではないかと思います。そういう検討はされているのかどうか。よその事例を見ると、いろいろ限界集落の対策で成功している例もたくさんありますが、町長はそういうことについてどうお考えなのかお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。まちづくりの基本的な姿勢、方向性ということでございますけれども、私も都市型のコンパクトなまちづくりというふうなイメージではなくて、岩佐議員同様にやはり我が町に適した、先ほど申したようにコンパクトシティの理念をこの地域に合ったような形で取り入れて、より魅力のある若者が少しでも地元に残ってもらえる、定住していただけるようなまちづくり、そしてまた中心性なり拠点性を高められるような市街地を整備することによって、お年寄りの方でもぐるりん号などを利用して町内で買

い物なりができるというふうな、その拠点の中で商業機能なりを中心とした機能が少しでもそこで発揮できるような仕組みをつくる中で、それを各行政区の方にも利便性が共有できるまちづくりをすべきじゃないのかなというふうに思ったわけでございます。

やはりそういうことをすることによって、企業誘致なり町外からの定住促進なり、山元町に少しでも魅力を感じてもらえるようなまちづくりに資するようになるんじゃないのかなと、そんな思いでやっているわけでございます。一方で、限界集落というような言葉もございましたけれども、この関係については、私は就任早々いろいろお話ししてきているところでございます。私なりに少子化・高齢化、未婚独身率、限界集落等々につきましては人一倍問題意識を持って、この間の町政運営に全力投球をさせてもらっておりますし、今後もそういう姿勢でやっていかなくちやないというふうに常々思っているところでございます。ただ、時期的なものもございまして、岩佐議員ご指摘のとおり、まだそういう面を感じられるような施策の展開という部分につなげていない側面もあろうかと思っておりますけれども、そういう問題意識を持っておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい。コンパクトシティの基本理念、いわゆる都市型ではなくて、都市型ですと50戸以上、連担ということにこだわっていますけれども、都市型でなければ50戸だとかなんかじゃなくて、住民の基本的に守られている5戸以上。5戸以上にこだわらなければいいんですけど、5戸以上、10戸でも20戸でも5戸以上ということで、基本的にはコンパクトシティ、農村型の我が町に合ったコンパクトシティを考えたということで、私は町長がそういう発言をされたということは認識を同じにしているなということで、その辺に期待を今後とも申し上げますが、もう一つ、限界集落の話。これは言葉でおっしゃっているということですが、具体策で限界集落をどう解決していくのかという対策がちょっと見えないのですが、それらの案があれば提示いただければと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。いろいろ幅広く議論させていただくのも結構でございますけれども、ちょっとこの場合は産業振興というふうな部分でもございますので、先ほど申しましたように岩佐議員から見れば、今の段階で町の限界集落に取り組む施策、姿勢が見えていないということでございますけれども、これはそういう問題意識を持ってこれからいろいろと個別具体の施策展開をしていかなくちやないという問題意識、またそういうタイミングにあるということでございますので、重ねてご理解をいただきたいと思っております。

2番（岩佐哲也君）はい。別の機会に具体的にお示しいただければと思います。

次に入りますが、(4)産業振興セミナーで宮城大学の、先ほどの話ですと県庁のご同僚だったということで、いろいろあれだと思んですが、「山元町に贈る言葉」ということで、わざわざ時間を割いてケネディ大統領の就任演説の話。私は学生時代にちょっとこれも聞きましてあれしたんですが、今回の先ほどの説明ですと、1番目は物をなくせば小さいものをなくす。2番目、絆をなくせば大きなものをなくす。これは当時、絆でなくて私は信用というふうに教わったんです。信頼関係という。3番目、これが問題でして、今回、鈴木教授も言いたかったのは2番と3番かなと。3番は、今回は先ほど勇気というふうに町長は説明されましたが、勇気とか挑戦といいますか、これは私はやる気というふうに当時、学生時代は教わりました。やる気をなくしたら何もできないんだよと。全てを失いますよと。とにかくやる気が大事だと、挑戦しなさいということで、

若い我々学生に当時60代ぐらいの教授が話をされたんだろうと思います。

それで、この鈴木教授も恐らく人にポイントを置いて、山元町のまちおこし産業振興、これは先ほど申しあげましたようにいろいろなアイデア、方策があっても、あるいは援助しますよといったって、町民がやる気を起こさなかったら、あるいは若い人がやる気を起こして山元町に来てくれてやらなかったら振興につながりませんよということ。だから皆さんひとつ挑戦する気持ちを持って挑戦してくださいと、挑戦すべきではないかということがポイントだと。そこで、この質問の全てじゃないんですが、一部これを戻しますと、せっかくいちご団地やら農業あるいは漁業をやろうとしている方々がいらっしやるわけで、それを新坂元、新山下駅から通いなさいというよりは、農業団地、農業集落、農業従事者の団地、あるいは漁業従事者の団地をつくるぐらいのつもりで、なぜバックアップしてやろうと、やる気をなくさないような支援策をなぜ町として打ち出してくれないのかということをお願いしているのですが、そういうお考えがあるかどうか再度お尋ね申し上げます。

町長（齋藤俊夫君）はい。震災後、今までの生活環境といいますか、居住環境が大きく変わるといふうな中で、今後の一次産業の展開に非常に不安を抱かれていますの方々の声を耳にする機会が多かったわけでございますけれども、漁業と農業、必ずしも一緒くたにできない側面もあろうかと思っておりますけれども、イチゴ農家の方々にもこれまでお聞かせいただきましたのは、今まで自分の屋敷回りでイチゴハウスを持っていて、そういう中でハウスの温度管理等をしてきたと。それが今度、農免道路の方に行くとなると、これはなかなか今までのようなイチゴ栽培が難しくなるというふうなお話も伺ったところでございますけれども、そういう中で今四つの団地に皆さんがお入りいただくことで決定をし、整備を進めさせていただいているということもございまして、これは今までのやり方、生活環境、居住環境というものも大切でございますけれども、あれだけの悲惨な経験をした中で、やはりこの際、イチゴ農家なり漁業者も含めまして身の安全、命あつての物種というふうな部分をもう少し理解していただきまして、これからのまちづくりなり集団移転というものをやっていく必要があるのかなと、あるいはまたご理解いただく必要があるのかなと、そんなふうに思っているところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい。ただいまの町長の話聞いていますと、私がハウスの隣に家を建てるべきだとかということを行っているように、危険地帯に建てなさいという、建ててもいいんだよと、建てなさいということを行っているように受けとれるんですが、私はそんなことを申し上げていません。安全な高台で、しかも漁業者なら少しでも漁場の見えるところとか、波の状況が見えるところとか、イチゴハウスなり農家の方は、少しでも農機具をそこに持っていきやすいような場所に、何もハウスの隣に家を建てるべきだと、それを承認すべきだということをお願いしているのではありません。

一つの例として、赤坂あるいは大壇山地区に要望しているところを認めて、一生懸命やる気になっている方を支援してもいいのではないかと申し上げている。ただこの話をしていますと、時間もどんどんなくなってしまいますので次に移りますが、その前に先ほど弁護士さんから来た団体が各市町村のレポートを全部出しているんですが、その中に市町村ではなくて総括する部分でこういうことが書いてあります。ご覧になっているかもしれませんが、住民合意については、自治体当局と住民の徹底した話し合いが不可欠だが、山元町ではと山元町をわざわざ指定している。町の指定した移転先は

農漁業に不都合だとして、みずから選んだ別の場所への移転を望む声が磯行政区、笠野行政区で上がっている。コンパクトシティ構想を掲げます当局は住宅の分散に消極的であるが、もう少し住民との話し合いをして、都市型ではなくて農村型の山元町に合ったコンパクトシティというものを検討してもいいのではないか。もうちょっと住民との話をすべきじゃないかという、これは私じゃなくてコメントがたまたま最近見つかった。分析をして報告が出ている中にこんなものが入っていましたので、時間がありませんので次の問題に移らせていただきます。

次、多重防御についてですが、

議長（阿部 均君）次の案件に移る前に、この際、暫時休憩とさせていただきます。

再開は11時13分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時13分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）2番岩佐哲也君。

2番（岩佐哲也君）はい。それでは大綱第3、多重防御についてお尋ねいたします。

先ほど1回目の質問で、町長は瓦れきその他の処理が、復旧終わるのが平成32年ごろになるということで、一方では築山とか津波減勢効果を証明されていないので、予算もついていないし難しいと。もうちょっとその辺様子を見てから、岩沼の例を見てからというようなお話がありましたが、それでは一体いつから取りかかって、いつごろ完成する予定でおられるのかお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、1回目でお答えした部分の内容を誤解のないように確認させていただきますと、二次処理プラントの施設撤去の関係があるので、やはり営林署で担当することになる防潮林の整備の関係が32年になりますよというふうな関係が一つございます。

それから、具体的にこの海岸防災緑地整備の一環としての築山の絡み、いつからということですが、これは先ほどもご説明いたしましたように、継続してこの問題には取り組んでいるわけですが、そういう中で認められる考え方、範囲というものがそれぞれ判明してきておりますので、岩沼を例にとれば、これは多重防御ということではなくて、防災公園に避難施設として整備するというふうなことで認められているということなので、我々もそういう考え方を参考にしながらこの問題に現在、取り組んでいるということですので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

2番（岩佐哲也君）はい。取り組んでいるということですが、もうちょっと具体的にお尋ねしたいのですが。この行動計画は、176項目ある行動計画の127番に防災緑地整備ということで計画がある。24年度からスタートして27年度で完了するという当初の計画で、いろいろな事情があろうと思いますが、24年度はほとんど、今のお話だと25年度も含めてまだまだ計画にも至っていないということが現状だと思うんです。これからいくと丸々2年遅れになっちゃっているということです。いろいろな事情があるのでこれにこだわるつもりはございませんが、いまだに計画が未確定ということに住民は非常

に不安を持っている。例えばどんどん新坂元地区とかができて住宅に移転しても、実際に堤防がきちんと、防潮堤、減災効果を計画している防災緑地であるとか、県道のかさ上げがなければ安心しては。あそこにも津波が来ているんです。浸水しているんです。安心できないと思うのですが、大至急やるべきと思うのですが、2年遅れという現状をどう回復するのか。早く企画を立てて立案して。幅200メートルはもう国で指導されている幅ですから、高さがあとどうなのか。その辺の予定をお聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい。岩佐議員に基本的なことをお話し申し上げる中でご理解いただきたいことがございますが、今、172の事業というふうなご紹介がございましたけれども、復興計画の中で、確かに一覧表に掲載されているような諸事業は170余りございます。これはその当時のおかれた中で、町としてお金があるとか、人がいるとかいないとか関係なしにこうあるべきだと、こうしなくちゃないと、そういうものを全て盛り込んだのがその170余の事業でございます。

ですから、例えば海岸防災緑地帯の整備、メインは営林署に付随する関連する築山なり防災公園、防災緑地帯全体の関係は町も相当程度、関連するわけでございますけれども、それはこういう年次にこれくらいの金額でやらないと、やれば、やらなくちゃいけないというふうないろいろな思いの中で積み上げて計上したものでございます。ですから営林署のご都合とか、国のご都合とか、そういうものはそういうすり合わせをして計上しているものでは必ずしもございません。まずそのところをご理解いただきませんと、この問題はいつまでたってもミスマッチになって議論が空回りするわけでございます。

いずれ基本的にはそういうものではございますけれども、議員ご指摘のとおり、まず安全・安心の確保ということがありましたので、振り返っていただきますと、仮堤防の復旧を急ぎました。あの年の6月と9月、それから本堤防の復旧を今急いでもらっています。あるいは今後、同時並行的に2線堤となる県道の方もいろいろと進めてもらっている。一方では、町がこの仮設住宅を建てたり、それから新市街地を用意したりと、それぞれの事業主体ごとに手分けをして、今もろもろの事業が同時並行的に進んでおりますけれども、しかし申しわけございませんが、今申しましたように170事業が全て当初の予定どおり進んでいるという状況ではございません。それを進めることは物理的に不可能な状況でございます。しっかり優先順位を決めながら、安全・安心の確保なり仮設から本設への一日も早い実現ということで取り組んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2番（岩佐哲也君）はい。当初の行動計画の176項目を全てやるべきだとか、全て同時にという話は一切しておりません。私が127番に防災緑地の項目が挙がっていますよということを申し上げてこの議会で質問を取り上げたのは、住民の安心・安全を守るのがまず産業振興であり、住宅をつくる、住む以前の問題であると思うのです。あるいはこれは同時並行で進めてもらわなければならない重要部分だという認識のもとにここで取り上げているわけです。多重防御だけは全てやって、ほかのはいいですよというつもりもありませんし、176を1項目ずつどうなんだというつもりは全くございません。そのところは私も町長なり町の一生懸命やっておられる方々の事情もわかりますが、まず町民の安全・安心を、あるいは町道を守るということをひとつ念頭に置いて取り組んでいただきたいということでこれを取り上げた次第です。

そこでもう一つあれですが、前回、我々は議会で岩沼の「千年希望の丘」というもの

を実地調査に行きました。そこで感心しましたのは、あそこはやはり市長みずからが先頭になってあれに力を入れてやっておられるというその姿勢です。当初、予算は確かにとれなかった。一生懸命に国と掛け合って、結果的には今半分以上までやっと、自民党政権にかわったということもあるのでしょうかけれども、半分以上の予算をとっている。なおかつ足りない分は募金を集めている。23件の募金があって7,700万円の寄附を集めたという、そういう努力も一方ではされているんです。予算がないという中で、いろんな手を打って、まず第一に市民の安全・安心を守るんだという理念のもとに、トップみずからになって一生懸命動いているというその姿勢に非常に感銘を受けて帰ってきたんですが、いろいろ方法はあるとして、我が町、齋藤町長にもぜひ先頭になって町民の安全・安心を守るこの施策に邁進してほしいということで申し上げまして、2番目の方の質問に入ります。

県道相馬亘理線のかさ上げについて、3月議会では県・国と前向きに検討していきまうという回答をいただきましたが、その後、町長はどんなふうに対応されたかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもお答えさせていただきましたとおり、改めて仙台土木事務所の方といろいろシミュレーションに基づく道路高の関係について、協議確認をしてきたというふうなことでございます。

2番（岩佐哲也君）はい。これは町長が行かれて交渉してきたということで解釈してよろしいのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。土木事務所に直接行ったのは担当課長でございますけれども、土木事務所長が町の方に何回か足を運んでくれた機会もありましたので、そういう機会も含めてこの問題については取り組んできているところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい。私も3月以降、担当課長の方で交渉に行ったという話は確認しております。私は、これだけ人命にかかわる大きな問題を、町長なぜみずからが動いてくれないかと。動いたのかなということで質問させていただいているわけですが、再度、町民の安全・安心を守るためのかさ上げについてのこの問題で、国・県と交渉する、直接町長が動くお考えはないかどうかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。安全・安心にかかわる部分について、首長としてトップとしていろいろ努力をしなくちゃならないというのは、これは自明の理でございますけれども、そういう中で、この問題についても私としてはこれまで大きな関心を寄せながらいろいろ取り組んできたところでございますし、津波シミュレーションによる検証結果というものを覆す一定の理論武装なりがなければ、なかなか厳しいというふうなことも一方ではございますので、そういうことも念頭に入れながら必要な対応調整をしてきたし、今後もそういうことで対応していかなくちゃいけないというふうに思っております。

2番（岩佐哲也君）はい。私は、町長みずからが国や県と交渉すべきではないかと、それだけ大きな問題ではないかということをお申し上げしましたが、回答をいただけなかったようなんですが、今、最後の方でお話がありました津波シミュレーションが余り変わらなかった。1メートル高さが変わればかなりの部分が変わるはずですが、その辺も町民や我々への説明も余りされていないという非常に残念な感じなんです。

そこで、3月7日にNHKでやっておりました。大成建設さんで実験装置を完成してシミュレーションをやったと。この3月8日に私は一般質問ありました。その前の日の

晩だったものですからよく覚えていますが、この議場でも申し上げましたが、175センチぐらいの大人のの方がやって、ひざ上60センチで死亡率70パーセント、生存率30パーセント。1メートルで100パーセントの死亡率、いわゆる生存率ゼロパーセントという実験結果が公表されて、その後、民放などでも取り上げて新聞でも取り上げています。1メートル違ったらば、もちろん命に非常に大きな影響がある。もちろん50センチ、30センチ違ったらば大きい。それで、新地町では8メートルにかさ上げ、一番低い磯浜との隣接地点、私も役場へ行って1週間前に確認してきました。図面を全部見せていただきましたけれども、あそこは6.9メートルです。坂元がTP4メートル。津波や水は高いところから低いところへ集中する。小浦川が決壊して、水が本当は東から西に移るのが、南から北に水が流れたという反省すべき点がある。そういう意味も含めて、少なくとも山下牛橋と同じような5メートルで渡る。本当なら8メートルぐらい盛っていくべきだと思いますが、少なくとも5メートルぐらい盛っていくという、その交渉をぜひすべきではないかということで再度、町長のお考えをお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。この多重防御の考え方については、災害危険区域の設定の前後などを中心に大分議論してきたところでございますし、町民の方々にも相当程度、我々も説明なり周知に努めてきた経緯があるわけでございますけれども、やはり1線堤となる防潮堤の高さ、あるいはその内陸、背後に位置する県道の位置、距離ですね。それから、その多重防御によってどういうふうな背後の土地利用になっているのかなど、いろいろなことを精査しながら、どうあるべきかということでこの高さが論じられてきているということでございます。これはそういう前後の関係の中で、余り費用対効果という言葉は使いたくございませんけれども、やはり一定の経済的な考えも必要でございますので、そういうことで先ほどご説明したレベル1なりレベル2という津波防災なりに対する国の統一した基本的な考え方を基本にしながら、いかにして津波から命を守る時間を稼げるような体制整備、防御機能を整備できるか、そういうふうなことでいろいろと今日まで取り組んできているわけでございます。

先ほど坂元から戸花川の区間における道路の高さの説明をしてきましたけれども、新地の話も引き合いに出されましたけれども、多分に新地の方でも役場周辺の区画整理の関係もございまして、あの近辺の河川なり橋梁との兼ね合いで一定の高さを確保するというようなことも、新地町とうちの境界にある磯地区との高低差の違いとございますか、そういうふうなこともあるということも一方でご理解をいただければありがたいなというふうに思っております。そういうことで、各自治体のそれぞれの地形なり、まちづくりの関係も多分に勘案しながらの高さ設定というふうになっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（阿部均君）2番岩佐哲也さんの質問は、その北側、高瀬川以南も北側と同等の高さにとりするような部分です。そこに明確に答えておりませんので、その辺について町長、再度答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体的に答弁していないということでございますけれども、私は前後の関係からそういうふうな高さになっているということで、ご理解を賜ればということでお答えしたところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい。ただいまの説明の中にも、町長が非常に残念なのは、費用対効果という話を再度されているんです。当然これは予算その他もありますが、費用対効果を言う

んであれば、費用対効果で人命を置きかえて、人命の方が後回しになっているような印象を受けるんですが。そういうつもりはなかろうと思いますが、費用対効果を言うのであれば、なぜ危険区域を設定するときに5メートルのシミュレーションでやって危険区域を設定して、そこに新坂元の駅をつくるとか、新団地をつくるという、全体は5メートルだったはずなんです。それを4メートルにしてなぜ変わらないか。あるいは、あの土地で農業、漁業をやる人たちの安全を少しでも守る上では、4メートルより5メートル、もちろん高いほうが少しでも条件に適應する、あるいは安全を守る確率が高いだろうと思うんです。そんなものはシミュレーションとかなんかを見なくたって、そんなものはわかるはずなんです。その辺のところのなぜ4メートルで町は了承したのか。これは県の仕事ですからあれなんです。その辺をもう一度、明確にご説明いただきたいと思っています。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもご説明いたしましたように、シミュレーションによって1メートルの違いでどういうふうな影響があるか、ないかということと比較考慮した中で、津波の浸水範囲に大きな差がないという中で、最終的にいろいろと協議した中での調整結果だというふうにご理解いただきたい。当然、岩佐議員にご指摘いただくまでもなく、我々としては1メートルでも50センチでも高さを確保できれば、実際の範囲に大きな差がないとはいえ、心理的に町民の皆様が安心できるという部分の度合いは、それは相当程度高いということは承知しながら、いろいろとこれまでも復興庁なり県なりと鋭意、協議をしてきたところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい。シミュレーションした結果を我々とか町民にも明確に説明する機会を設けていただきたいと思っています。そのシミュレーションそのものが5メートルから4メートルになっただけじゃなくて、周りの環境は新地町が7メートル、8メートル、こちらが5メートル、それでここが4メートルになったというシミュレーションは、恐らく水が全部集中してここに来るだろうと、極端なことを言うと。そういったシミュレーションもぜひ、安心を与えるために町民とか議会にぜひ明示、提示していただきたいというふうに思いますが、その辺のお考えがあるかどうかお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。シミュレーションの状況については、これまでも議会の中でもご説明をしてきた経緯がありますし、全然そういうふうな対応をしないで今日に至っているというようなことではございませんので、基本的にご理解いただきたいし、必要な部分があればそういうふうな状況も改めて説明をさせていただく機会もよろしいのかなというふうには思います。

2番（岩佐哲也君）はい。ぜひそれはお願いしたいと思っています。例えば5メートルの場合は、A地点では今回と同じような津波が来た場合には何秒で来るとか、4メートルになったらそれが何秒あるいは何分で来るとかということも含めて、やっぱり総合的な安心・安全を、単なる浸水の地域あるいは浸水の深さだけじゃなくて、そういったことも含めて明確な提示をいただきたいと思っています。

そこで最後になりますが、1番、2番、3番、総括の中で、ここだけという話ではありませんが、一つ話だけさせてください。

町民に夢と希望を与えるのが町長の仕事だと思うのですが、ちょうど1週間前、6月7日ですか、NHKの総合テレビで夕方7時半から、皆さんも大分ご覧いただいたと思うのですが、あの中でタイトルは10年後に今の被災したまちはどうなっていますかと

ということで、宮城県の気仙沼から山元町まで6人の若者、20代、30代の方が集まっているいろいろな議論をされました。参加されている方はいずれも熱心に、そのまちが好きで、そのまちを何とかしようということで頑張っておられる方です。私がショックを受けたのは最後の部分です。アナウンサーが、コーディネーターが最後に、10年後もあなたはそこで頑張っておられますかという質問をした。6人のうち1人だけ手を挙げなかった方がいる。残念ながら。それで司会者がびっくりして、どうしてですかと。あなたは一生懸命地元で今頑張っておられるのに、どうしてですかと聞いたら、町では今後の展望がちっとも見えない。どうなるかわからないところで頑張るあれがないというようなことを言っていた。町政を預かる、担当している町政部分、我々もその一画を担っている議員としても非常に反省、猛省をしなきゃならないなという印象を受けましたが、町民に夢と希望を与えるというのが行政担当の大きな役割であると思いますが、ぜひ将来とも町民に、特に若い人たちに夢を与えるような施策をぜひ断行していただきたいということで最後の質問をさせていただきますが、町長のお考えを聞いて終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。NHKの番組は私も全部を見る機会はありませんでしたが、今ご指摘の部分については、私もたまたま拝見をいたしました。私もある意味、岩佐議員と同じような思いをしたところでございます。

ただ、ご本人の本心といいますか、脈絡がいまいち不透明な部分もありましたけれども、いずれにしてもやはり若い人たちに夢なり希望を持っていただけるような、そういうまちづくりをしていかなくちやないということでは全く岩佐議員と同感でございますし、私としては、あるいは職員ともども、今そういうふうな形をできるだけ早く実現をしたいというふうな思いで一生懸命に取り組んでいるところでございますので、引き続き議会の皆様、町民の皆様方のご理解、ご協力をいただく中で、そういう形を一刻も早く実現してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。（「以上、終わります」の声あり）

議長（阿部 均君）2番岩佐哲也君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）7番齋藤慶治君の質問を許します。齋藤慶治君、登壇願います。

7番（齋藤慶治君）はい。これから平成25年第2回定例会において、東日本大震災の津波浸水区域での被害に対する支援策について、齋藤町長の所信を伺うものであります。

5月24日、議会全員協議会において、東日本大震災復興基金交付金をベースにした新たなる支援、新たなる住宅再建の支援策の方針が提案されました。これまでの支援の対象外とされた方々、すなわち災害危険区域外の被災者の住宅再建を重点に、町内において自力再建、ローン等を組めない方々の実費補償等、山元町独自のきめ細かい支援策の提案であり、再建に大いに役立つと思います。

被災者は、100人いれば100人の事情、条件が違い、新しい生活の希望、光が住宅の再建の一つであります。大震災から2年3か月がたち、集団移転事業を待てない被災者は独自に再建の道を選び、動き出しています。新たなる支援策が被災者一人一人の早期の住宅再建、そして山元町内への定住促進を促し、津波被害に遭った多くの町民の支援格差是正につながると信じています。しかし、今回の交付金をベースにした支援策には財源が限られています。本町の約53億円のお金をいかに有効に使い、支援目的で

ある格差の是正、早期の住宅再建を進める被災者からよかったと評価される制度にしなければなりません。時間はありません。早期の支援実施を求め、次の件を町長にお伺いいたします。

初めに、支援の目的と事業の概要についてお伺いいたします。

第2に、山元町独自の支援策について。①住宅再建、土地購入資金の利子相当分限度額708万円、または建物等実費補助200万円の運用について、どのように考えているかお伺いいたします。②として、災害危険区域から町内に単独移転への補助として新しく50万円が明記されています。一方、後日、互理町で決定した内容には、被災して互理町に転入した世帯にも住宅再建費の実費費用補助100万円を補助するとの内容があり、隣町として現に山元町から多くの方々が互理町に転出をしている状況の中で、町の支援格差において一層の人口流失があるのではないかと心配するものですが、その点をお伺いします。最後に③として、町が指定する3団地の中に移転すれば太陽光発電システムの補助をするというような項目があります。今、国は1キロワットにして約2万円、県も上限は多分6万円だと思うのですが支援策があります。従来からも各市町村の施策によって補助金を出しているところはありません。今回の町のスマートコミュニティ構想において、電力の地産地消等の観点からと説明していますが、復興交付金の性質上、また新市街地に限定する支援制度には疑問が湧きます。住宅再建への補助なら現在の補助枠に上乗せして自由に使える方が、被災者にとっては大いに使い道のある補助支援策になると思います。

以上の点を齋藤町長にお伺いいたします。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。齋藤慶治議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、東日本大震災復興基金交付金等を活用した支援策についての1点目、支援策の目的と事業概要についてですが、今回の支援策はこれまでの公的支援先のすき間を埋め、支援の対象外とされていた方々への支援格差を是正することを目的としております。具体的には、震災時に災害危険区域外の津波浸水区域に居住していた方々、あるいは移転時期の関係で防災集団移転促進事業、またはがけ地近接等危険住宅移転事業が適用できない方々、さらには住宅再建に当たりローンを組めない方々への支援を考えております。また、今回の支援策では単独移転を含め、町内において住宅再建される方々、及び新市街地の戸建て住宅に移転される方々への支援の拡充も考えております。そうした中で今回の支援策の対象は約1,900戸を予定しており、また総事業費は約48億円を見込んでおります。

次に、2点目、独自の支援策についてですが、①の住宅再建に当たり、ローンを組んだ方のための利子相当分の補助、またローンを組めない方々のための実費補助の運用につきまして、より有利な支援策を選択できることが被災者にとって利益になるものとの考えから、被災者の方々がいずれかの支援策を自由に選択できるようにすることを予定しております。なお、実費補助の場合には対象経費から生活再建支援金を差し引いた額に10分の1を乗じた額を補助するもので、上限額は災害危険区域内で被災された方が200万円、危険区域外の津波浸水区域で被災された方が100万円となっております。

②の町内に単独移転される方への補助と互理町の支援策との比較につきまして、互理町におきましては町外で被災して町内に転入した方に対し、住宅再建費を最大で100

万円補助するという支援策を公表しております。一方、山元町では災害危険区域から町内に単独移転される方に対し、一律で50万円を補助するほか、住宅建築、土地の購入資金の利子補給、これは最大で708万円まででございますけれども、または実費補助、これは先ほど申した最大で200万円ということでございます。及び移転費用の補助、最大で78万円。これを行うこととしておりますことから、亘理町の支援策と比較した場合であっても人口流失を抑制する効果が期待できると考えております。なお、他の市・町で被災し、山元町に転入する方に対する支援につきましても現在、検討しているところでございます。

③の太陽光発電システムにつきましてですが、震災復興計画では住宅用太陽光発電を積極的に導入するなど、自然エネルギーや省エネルギーの普及促進を行い、環境配慮型のまちづくりを進めることとしております。よって、新市街地の戸建て住宅における太陽光発電システムへの補助は、震災復興計画の方向性に合致するものと考えております。また、新市街地の戸建て住宅に移転される方々への支援拡充という今回の支援策の目的にも合致するものと考えております。

以上でございます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。

再開は1時10分いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）7番齋藤慶治君。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。それでは、これから質問に入りますが、大きい項目第1の方から質問いたします。

初めに、支援策と事業概要ということで、今回の支援策の全体像について町長にお伺いいたします。先ほどお話ししたとおり、全体的な支援の関係、私もいろいろ見たり、亘理町との比較、他の市町村との比較の中で、当山元町の支援策の概要は評価します。結構きめ細かい点まで配慮しているというような内容と理解します。その第1の原因としては、当町では危険区域を三つに分けている。また、長期避難世帯と他の自治体とが違った状況の中で、いかにして格差是正、まして公的支援から漏れたものをどう埋めるかという中では、他の市町村よりきめ細かな対応をしなければ実現できないというか、そういう内容になって職員も大分苦勞して対応したなというような全体的な評価をしたいと思います。

ただ、有効な財源、先ほど町長の答弁では対象約1,900戸を想定し、事業費としては48億円を見ていると。全体の基金としては、私が説明を受けている中では51億円の中の約48億円。若干、安全策をとって余裕を見てというようなお話を聞いていますが、当町の対象戸数のもうちょっと分析をしないと、他町との比較の中で本当にこれがベストなのか、また財源の内訳、県から後で津波浸水等の地域外という形で支援を受けた43億2,250万円と、前にいただいた約8億円との合わせた金額が総事業費の

総枠組みの中で設定していると思うのですが、その辺の財源の内訳と対象の戸数の内訳を、概要でいいですからもうちょっと説明をしていただきたい。その点から入りたいと思います。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。ただいま質問のありました、今回の支援策の財源の方について概要をご説明いたします。

議員のおっしゃるように、今回の財源につきましては既配分の震災交付金 8 億円と、追加で配分になりました 4 3 億円の合計約 5 1 億円が財源となっております。最初に配分されました 8 億円の方につきましては、その交付対象につきましては、例えば地域コミュニティ支援だったり、地域産業支援や防災支援対策等に使える財源でありまして、追加で配分のありました 4 3 億円につきましては、津波浸水被害を受けたことが主な条件となっている基金でございます。その関係から、今回の支援策におきましては最初に配分されました 8 億円につきましては、主に新市街地へ入った方への住宅再建の支援分、あるいは町内へとどまって町内へ移転された、町内へとどまっていた方への支援策について、また、太陽光発電についての設置補助も今回は盛り込んでおりまして、そちらの分につきましてはこの最初の 8 億円で盛り込んでいるところでございます。

追加の 4 3 億円につきましては、津波浸水を受けたというような対象でございますので、そちらの方々への支援に 4 3 億円の追加の基金で財源として支援を組んでいるということでございます。

戸数につきましては、想定戸数でおおむね約 1, 9 0 0 戸を対象とするということでございますけれども、そのうち最初に配分のありました 8 億円で見ている戸数につきましては、新市街地へ入っていただいた方への支援として見込んでおりますのが、1・2 種の方々についてはおおむね 3 0 0 戸、また町内にとどまっていた方々につきましては戸数につきましてはおおむね 2 2 0 戸、また新市街地へ入っていただいた方々へ太陽光発電の補助の支援の方を検討してございますが、こちらにつきましては約 3 8 0 世帯程度を見込んでおるところでございます。

そちらの戸数とダブるところもありますけれども、追加で配分になった 4 3 億円につきましてはそれら以外、重複している部分もございまして、そういった流れとなっております。

以上です。

7 番（齋藤慶治君）はい、議長。今の説明の中で、もう 1 点だけ確認します。津波浸水区域外という形の世帯、それがわかれば。その点までちょっと報告をお願いします。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。ご質問の災害危険区域外で津波浸水を受けた戸数でございますけれども、こちらにつきましては約 1 2 0 戸を見込んでございます。

以上です。

7 番（齋藤慶治君）はい、議長。今、基本的な数字を財源と今回の目的の区域外に住んでいる方の住宅戸数を確認しましたが、先ほど言ったように町によって区域内・区域外の数字が大きく違ってきますので、それでちょっと確認しました。それで、その内容によって支援策のお金の出すところも違ってくることがありますので先に確認しました。

そこで、初めに評価する点の中で、今回、長期避難世帯という形を入れてもらいました。それは多くの対象となる町民の方が、やはり公的支援のグレーゾーンで何の支援策もない。まさに支援区域外の中でという形で、要望もあり、私ども長期避難世帯に対し

ては何らかの支援をすべきだという形で、これは新たなる一つの支援策の大きな項目になるとと思いますが、その辺の対象者数がわかれば。おおよその数字でいいですからお願いいたします。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。今回の支援策に盛り込んでございます長期避難世帯の方々への支援戸数でございますが、こちらにつきましては地図等から計上させてもらいまして、約12世帯を財源の戸数に盛り込んでございます。

以上でございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。それでは、町長の方にお聞きします。今回の支援策はいろんな制約の中でいろいろやっていると思うのですが、町長としては点数をつけるなら、百点満点なら何点ぐらいまでいっているかなという評価をしているのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど齋藤議員から、全体として一定の評価をちょうだいしたところでございますけれども、我々としてもいろいろと被災者の皆様のご意見なり、議会の皆様のご意見等も踏まえて対応してきたつもりでございますけれども、やはりほかの市町村の状況なども少しずつ全容がわかってくる中で、ああこの辺もというふうな部分も多少あったりしますので、なかなか今の段階でぴちっとした点数をつけるのはちょっと難しいのかなというふうな気がいたしますけれども、点数が出なくて恐縮でございますけれども、私としては格差是正のために被災者支援を何とかしなくちゃいけないという強い思いの中で、精いっぱい対応させてもらったかなというふうな思いはしております。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。済みません、もう1点だけ。ちょっと数字を拾うのを忘れたんですが、もう1点。時期的なもので認定期日前・後がありましたよね。当山元町では期日前で動いたと数えている数字というのは幾らになるか。その以降はどのぐらいで見えるか。というのは、これが新たな国のお金から出るか、今度の支援金から出るかで、この数字の大きさによっても運用の仕方というものは大分違ってくるのかなと思いますので、その点がわかれば報告をお願いします。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。今、質問のありました国の制度の運用開始前、あるいは町の制度の運用開始前、そして交付決定前にやむを得ず移転された方々、いわゆる遡及的な適用される方々の対象となるような戸数のことだと思います。そちらにつきましては今、約560世帯を想定として盛り込んでおります。

以上です。

7番（齋藤慶治君）はい。大体、山元町の今回の支援策の対象とする戸数が出てきたと思うのですが、そこで再度お伺いしますが、今回は決められた枠の中で各市町村の独自性を発揮できる一つの仕組みがあると思います。後での43億幾らというのはある程度の県からの制約があって、前の8億円よりは自由度が低い金額になった中でつくっているんですが、町長はこの大きな中で、先ほどの町長答弁にもあったように、町が指定する住宅団地に入った場合、他の市町村と比べても相当の恩典があると、そういう数字になっています。やはりそこまで3市街地に集める、そういうまちづくりを今は進めているんですが、その辺その効果というものは十分発揮できると思うかどうか、町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回、津波で被災した世帯の全体、そういう中で地元、町内に残られる方、そしてまた新市街地を希望される方、いろいろ住宅再建の方向性が分かれているわけでございますけれども、新市街地の方が必ずしも全体の我々から見ると圧倒的に多

いという割合にもなっていない状況がございます。

それから、同じ市街地の中を見ましても、マイホームを予定している方の割合というものも決して多い数にはなっていない。災害公営住宅の関係の割合が多くなっているというようなことがございます。やはり町としてはこれからのまちづくり、少しでも活力なりにぎわいなり、若者に魅力のあるまちづくりを進める上では、少しでもその市街地全体が元気、活力が出るようなまちづくりをぜひしていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、できるだけ持ち家を何とか割合を高めていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、そういうふうな方向でこの制度もいろいろと組み立てをしてきたというふうに思っております。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。町が指定する住宅団地に移転すると、先ほど言ったように相当の支援の優遇策を用いるという形で、これは結構、他の市町村にも劣らないぐらいの優遇策になっていると思います。初めから国の支援策以外に、土地購入・住宅建築で今回150万円から200万円という金額と、あとは利子関係で建物の実費の補助、限度200万円、これはローンとの有利なほう、被災者にとって有利なほうを選択できるということを考えれば相当の恩典になると。それは大きな動きになるのかなとは思いますが。

それでは、今回新たになっている町内の移転に関して50万円という金額が出てきた。これは前々の議会からも、私もそうですし他の議員もそうですけれども、やはりいかにして町内に定住を、町外流失を避けて町内にとどまってもらえるかということで、そこの差ということで町内の移転者に対しても何らかの補助をすべきだという観点から今回50万円と出ているのですが、その辺の補助の50万円に関して、やはり指定する前の三つの団地との恩典の差。町内移転50万円。その分指定が150万円から50万円アップして200万円出す。その差というのはやっぱり必要なんでしょうか、町長。やはり町内に対しても維持を決めたという形で出しても、その辺の補助金額の話です。補助金に関して町長はどのようなふうに評価して決定したか、その点をお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど担当課長からもお話ししましたように、今回の格差是正のための支援策の財源の前後関係が一つはあろうかというふうに思います。最初に、比較的裁量幅のある8億円というふうな部分をちょうだいした中で、これを新しいまちづくりにどのようなふうに活用するかということで150万円を施策誘導、インセンティブ効果というようなことでの考え方をいち早くお示してきたところでございます。その後、比較的縛りのある43億円が交付されるという中で、できるだけ全体のバランスをとりながら配分すべきかというふうなことで調整をした結果というふうに思っているところでございます。

先ほど議員の方からもお話しいただいたように、町としては危険区域が3種に分かれているという部分も含めて、いろいろ縦横のバランスをできるだけとりながら、そしてまた一番最初の政策誘導の部分の3種なりというものと兼ね合い、そういう中で最終的に50万円と200万円という形に案をつくったというふうなことでございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。ある新聞の他の町の関係での町民の声として、金額で動くもんじゃないと。やっぱりいろんな実情の中で判断すると。その中で少しでもの支援策の中で、今回の支援の枠組みが取り入れられれば、その中でまた考えていくということで、金額が高いから町内にいる、町外に出るという問題でもないんですが、今回の被災に遭った住宅再建ということが第一の課題となれば、そこでは少しでも町としてこういう財

源の中から支援していただくということは、やはり被災者にとっては大変助かると。そういう点で町としては50万円がもう少し上に上がれば、被災者にとって助かるということはもちろんですが、その辺の全体の予算のバランス、全体の補助のバランスを含めて、ぜひ再度考えてほしいなと思います。

続きまして、第3種の関係ですが、今回、第3種の危険区域に関して、いろんな新たな支援策がいろいろ入っています。先ほど言った利子を選ぶのか、建物の実費補助を選ぶのか、また震災前の住宅を修繕してローンを借りた場合の補助とか、今までになかった感じの補助メニューが入っていますので、それも遡及するという事になれば、相当多くの方が助かるということがありますので、その辺の金額等は私の考えではうまくできているなという感じで、これまた評価したいと思います。

全体の概要については、今言ったようにおおむね評価するんですが、ぜひ予算的な配分で余らないように。ただ、長いスパンでなかなか難しい判断になると思うのですが、大体、今後のスケジュールの中で申し込みはいつごろまでに決定して、いつごろに大体申請受け付けをするのか。そして現段階で、山元町としての期限としては大体、この前特別委員会でも大体の年数はお話しになったんですが、いつぐらいまでこの期間というものを実時点できているのか。その辺の今後のスケジュールの概要をまずお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず簡単な方から。この制度の最終的な期限は27年度いっぱいというふうに考えてございます。これは復興交付金の今の国の次元措置的な考え方があるものですから、それに合わせざるを得ないのかなというふうに思っております。もちろん、他の制度も含めて27年度で全て終わるといような状況ではございませんので、全体としての期間の延長というようなことはいろいろとまた講じていかなくちやない、予防対応していかなくちやないというふうに思っております。

それから、今後のスケジュールにつきましては、できるだけ早い機会にというふうに思っております。ただ、今議会中に追加提案という状況にはいかないのかなというふうに考えておりましたので、できるだけ他の市町村の状況なども早く全容を把握する中で、足らざるところがあれば不足分をカバーしながら、充足しながら臨時議会等で予算措置をご承認いただけるように、来月の早い段階でそういう日程調整ができればなというふうに思っているところでございます。

7番（齋藤慶治君）はい。住宅再建の方向性を固める上でも、やっぱり早期にこの補助メニューの内容が、今のところはおくまでも案なんですよ。だから早く決定しないと公式に広報もできないし、この広報が遅れる時期によって被災者の再建の選択する考え方が違ってきますので、逆にやはりここまで成案としてできているのなら、やっぱり早期に臨時議会を開いてでも決定して、広く周知した中で早く再建の方法を選んでもらって再建するという形をすべきだと思いますので、今後ともこういう形の手順の関係は迅速に。事務方はいっぱい規則なりいろんなものをつくっていかなくちや、実際のお金の交付というものはならないんだろうから、その辺を踏まえて頑張る時期を早めてほしいということをお望みしておきます。

それでは、第2点の若干細かい点の先ほどの関係で、確認を含めて質問に入りたいと思います。

先ほど、町の独自支援の関係で利子相当分、708万円か建築費、実費、限度額20

0万円の運用についてということで、町長はもう予備の方を選んでいいというような支援策に当てはまる方のそういう選択で考えているということで私もいいと思います。やはり支援策は財源的な裏づけがあれば、やっぱりシンプルなほうがいいですね。余りいろんなものを条件つけて細かくするよりは、それでなくても山元町の先ほどの支援策のスキームというのは結構複雑というか、いろんなケースを考えてつくってありますので。なので運用に当たっては全支援金の関係ですが、やはり申請等も含めてなるべくシンプルな簡単な申請の方法、簡単な判断で行えるような運用というものがすごく必要かなと思います。その点、町長に再度お伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。町としましては、できるだけシンプルな形にはしたいというふうに思っております。ただ、これはいろいろ検査、会検というふうなものもございますので、やはり最低限のものは準備しておかないとうまくないものですから、その辺をクリアする程度のもので、できるだけシンプルにということで進めてまいりたいというふうに考えております。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。本当に支援はシンプルに、そして早くという形を合い言葉というとおかしいな、目標に事務関係を進めるべきだと思います。

それで、先ほどの第2点に入ります。

先ほどの亘理町との比較の中で、町内移転の50万円の関係なんですけど、どうしても隣町は気になりますよね。生活圏が同じ。実は新地町もちゃんと調べればよかったんですが、新地町は調べていません。亘理町が一番近いし、現実的に私らの友達も相当の数が亘理町にもう決定したり、そういう形で移動している人たちもいます。それにはいろんな条件、理由がありますが、亘理町が今回の被災者になって転入してくる方に、実費相当分として100万円という額を決めたということは、やはり山元町とか市・町からもっと呼びたいという意思表示ですよ、亘理町として。そうでなければそのお金を町内の被災者に充てれば、もっと町内の被災者が少しでも恩典を得ると。ただ、それ以上に長期的な考えから、町外からも呼びたいという意味合いの支援策だと思います。その辺、やはり先ほど山元町も50万円だけでなく、ほかの実費相当分としてはそれを上回る支援内容には相当なっています。それは認めますが、その辺の感覚の中で、山元町も先ほど言った補助の50万円というものをどうなのか。あとは先ほど町長が検討すると言っていましたね。山元町もほかの被災者が転入したら何か支援をしたらいんじゃないかということは、今後の検討課題ということで先ほど表明していましたが、私は山元町の現状を考えれば、そこまでは余裕がないんじゃないかなと。当面は町内にいる人たちの支援、または逆に町外に行った人の支援。これは長年、山元町に住んでいた方がいろんな事情で行っているという形なので、私は新たに山元町に入ってくる方々に支援するよりは、長年、山元町に住んでいて、今回やむを得ず町外に出ていった人の支援策というのは、支援策の内容は微々たるものかどうかはわかりませんが、そちらの方に重点的に比重をかけてほしいなという思いがあります。その点ちょっと町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。さらなる支援策の拡充というふうなお話でございましたが、確かに今ご指摘のように、大まかに三つに分けてできるだけ支援を考えるべきじゃないかということでございますが、基本的には議員ご指摘のとおりだというふうには思いますが、これはやはり山元町の置かれた状況、この人口動態、人口減少とこれからのまちづくり等

を考えたときに、どう判断すべきなのかというふうなことだろうと思っております。

人口減少なり定住促進という考え方からすれば、お隣のような制度もやっぱり一定程度、意識せざるを得ないのかなというふうな思いもいたしますし、あるいはこれは直接ご指摘がなかった件でございますけれども、先ほどお答えした中で、我が町の場合、公営住宅の割合がかなり多い状況でございますので、公営住宅の払い下げの補助というふうなアイデアなどもお持ちのところもあるということでございますので、いろいろそういうふうな側面、あるいは町内にとどまった方と、残念ながらいろいろな事情で町外にこの機会にというような方、その辺の兼ね合いをどこまでつけるべきなのか。これは町内の本部会議等でも大分議論をしてきたところでございますけれども、基本的にはやはり町内にとどまる方までが基本なのかと。加えて被災して他の自治体から転入される方もある程度、念頭に置かなくちゃいけないかなと。さらには町外にこの際という方につきましても、若干ではございますけれども移転費用の支援というふうなことで、今回、措置する方向で案をつくっているということでございますので、いずれにしましても町の置かれた状況なりを総合的に勘案した場合の中で、できるだけバランスのとれた制度設計にしていかななくちゃいけないということが基本的な考え方でございます。

7番（齋藤慶治君）はい。今、議論しているように、一つの観点からどれがいいとか、どれが平等とか、そんな内容の支援策じゃないと。先ほど私が言ったように、百人いれば百人の事情、千人いれば千人の置かれた状況。その中で公的に町としてどこまで支援できるかということも、限られた財源の中でバランスよくやると。そのお話ですが、当然その中には最大限の努力の政策判断の中で行っていかなければ行政は進みませんから。その辺は私も理解しているつもりです。早期に全体の支援策はどんどん前に進めるべきだとは思いますが。

それでは、最後に太陽光発電に関して。太陽光発電の関係で、町長の答弁の中ではありましたので、再度、町の復興計画を私も再確認しました。確かに明確に入っています。ただ、私はこの財源の性格上を含めて、そこにだけ指定するには、しなくてもいいんじゃないかなと。逆にこの10万円を出すなら、先ほど件数が出ていましたね、何戸分とか。その分もう自由に上乘せしたほうが使い道自由でいいのかなんていう考えもありましたし、被災の支援を目的とするという中で、そこまで将来の町の総合計画の中で、そこだけに認めるのがいいのかなと、そういう考えがありました。だから一つは、財源的な裏づけの中でそこまでする必要があるのか。あとは総合計画で再生エネルギー等の普及、太陽光発電を含めて明確に入っています。それは認めますが、そうならやっぱり町全体という形の考え方をしたり、財源的なものをもうちょっと別なことを含めて町内全体に広げるとか、そういう形の考え方の方が私は正しいのかなと思うんですが、町長いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。太陽光発電システムの考え方ということでございますが、これはいろんなやり方があるかというふうに思います。こういう社会情勢の中での太陽光発電システムの設置必要性、どこまで町内で共通理解、合意形成ができるのかというようなことだろうというふうに思うのですが、理想は部分的に限定しないで町全体というふうなこと、これも大切かというふうに思いますけれども、今回は大震災からの大きな復興を目指して、ある意味新しいまちづくりも目指しているということでございますので、そういう部分での自然エネルギーなり省エネルギーの普及促進、あるいは環境配慮型とい

うふうなまちづくり、この観点をまず新しい市街地をモデル的に推進していく、対応していくというふうなこと、それからあわせて新市街地での戸建て住宅の移転の促進というふうな、そういう政策誘導ということもかみ合わせた中での考え方でございますので、まずはそういう形で進めさせていただいて、また次の段階でその輪を町内全域に広げていけるようにできればよろしいのかなというふうに考えているところでございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。先ほど太陽光発電としては約380世帯ぐらいという数字をお聞きしました。町内の三つの団地に入る戸数というか、予定している戸数との数値的なものもありますが、私は先ほど考えたように今回もし太陽光をやるのなら町内全域で。逆に財源は別なところから持ってくるぐらいの形が正解なのかなと。この8億円の中からこの中に特化したようなものでなくて、総合計画に位置づけているように山元町全体がという形の思いがあります。

あともう1点、太陽光発電はこれから例えば建築を認めてするとしても2年後なんです、早くても。どういうふうに造成してなるかわかりませんが、早くて2年以降となると、その太陽光の重要性というものがますます強まっているのか、弱まるというか。今回びっくりしたのは、さっき言ったように国の支援が大分減ってきている。1キロワット当たり約半額になっている。国の太陽光発電の設置の仕方。あとは売電の金額も安くなってきている。というのは、もう一番初めの普及させる段階からもう当たり前の時代に入っているのかなと。そういう意味で今度の市街地の中でも相当の数の太陽光発電は、もう支援金の話じゃなくても普及してくるのかなという思いがありますので、そういう2点、3点の観点から、もし太陽光発電、これから2年後にどういうふうな世界の情勢になっているかわかりません。それは私も推測できませんが、その辺の関係を含めて、もしやるのなら全町、全体的に普及を進めるような財源の持ち方、そして考え方というのは町長が言っているように、今回の総合計画に明確に。私正直いってここまで明確にうたっているとはちょっと確認しなかったの。改めて確認したら、もう普及させるというような方向が決まっていますので、裏づけはありますが、であるなら指定だけでなく町内全域、できれば一般財源も含めたような形の持っていく方がふさわしいのかなと思います。再度この太陽光発電の関係を町長にお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。この自然エネルギーを活用した施策の推進ということにつきましては、やはり先ほど申しましたようにステップ・バイ・ステップということで、まず段階的に取り組んでまいりたいということが基本的な考え方でございます。確かに国の方でこの制度を始めてから一定の年数がたつ中で、全国的には一定の普及が進んでいるということも事実でございますけれども、それが山元町は必ずしもそういう状況になっているということでもないのかなというふうに思いますので、まずはモデル的にこの形での取り組みをぜひ進めさせていただきたいというふうに考えております。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。最後に、今回の支援策は結構、見れば見るほど味があるというか、そういう形で苦勞しているというのは評価しますので、やっぱり早急にもう案から決定という形の中で、被災者がこの支援策をもとに早期に住宅再建が進むような形でタイムスケジュールを前倒ししてほしいということで私の質問を終わります。

議長（阿部均君）7番齋藤慶治君の質問を終わります。

議長（阿部均君）4番菊地八朗君の質問を許します。菊地八朗君、登壇願います。

4番（菊地八朗君）はい、議長。私は、第2回定例議会において一日も早い生活再建の観点から、大綱第1点目、漁業関係。2点目として、震災農地整備について。3点目として被災住宅再建支援について、今後の取り組みと姿勢について町長の所見を伺います。

まず、漁業関係ですが、津波瓦れきの撤去による漁場の確保と進め方について、取り組みと考え方を伺います。二つ目として、ホッキ漁の再開には新たな漁法が必要と思いますが、どのような方策が思い当たるのか、検討しているのかについて伺います。三つ目として、漁業者にも農家支援と同じようなバランスのとれた漁業支援は考えられないか。例えば、船購入時の支援、漁具のリースの支援等考えられないか。

大綱第2点目、東部地区における農地整備事業について。圃場整備事業を計画されていますが、被災農家にとっては必ず実施してもらわなければならない事業です。そこで、整備後の利用計画を伺います。私の提案は、養蜂業者を巻き込んだ花畑です。花の消費量、見学者による集客人口、山元町特産ハチみつなどを考えてはどうでしょうか。そして雇用を生み出すためには、やはり新たな産業、そして今まで従事していた農家の雇用も考えなければなりませんので、その辺の町長の考えを伺います。

3点目、被災住宅再建支援策ですが、住宅再建の支援策のさらなる拡充を求め、町長の基本的な認識について伺います。二つ目、山元町の危険区域をどのように感じますか。今後の取り組み方について、再度町長の考えを伺います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。菊地八朗議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、漁業振興についての1点目、津波瓦れき撤去の取り組みと考え方についてであります。山元町の沿岸域に散乱する津波瓦れきにつきましては、昨年11月に国土交通省が調査した結果、沿岸から沖合いにかけての1キロメートルの範囲に、長さ1メートル以上の瓦れきが約4,000個以上散乱していると。その多くが消波ブロックであることが判明しております。これらの瓦れきの撤去に際しましては、国土交通省及び宮城県によりサケ漁とホッキ貝漁の漁場を確保するため、ことしの1月から坂元川河口域、これはいわゆる後藤淵でございます。そして一の沢川河口域、これは小学校前の小浦川河口でございますが、この2か所において集中的に撤去作業が行われており、今月の6日現在で約600個の消波ブロックやコンクリートの塊、捨て石などが撤去、回収されております。しかしながら、これらの瓦れきを全て撤去するには約2年を要すると見込まれておりますことから、県の漁業協同組合山元支所とも協議をし、再開する操業海域を特定した優先集中的な撤去など、引き続き関係機関との調整を図りながら、漁業者の生活再建に配慮した操業再開に向け取り組んでまいります。

次に、2点目、ホッキ貝漁の新たな漁法についてであります。議員ご指摘のとおり、海底に散乱する瓦れきのため、従来の漁具、マンガを使った漁法では漁具の破損や漁船が転覆するなどの危険性があることから、今年の試験操業でも明らかになっております。このため、漁協においては東北大学等の支援を受け、他県で行われている事例を参考に、ジェット噴流式による漁法の導入が検討されていると承知しております。

次に、3点目、船購入時の支援や漁具のリース支援についてであります。農業と同様に、漁業においても経営の効率化を前提に、漁協が行う共同漁船の建造や、漁具の取得を支援する共同利用漁船等復旧支援対策事業等について、今後、町のかさ上げ補助も含め、鋭意対策を検討してまいります。

また、ホッキ貝漁で使用する噴流式漁具やその操作研修について、大震災以降、本町に対し多大なるご支援をちょうだいしているNPO法人のアドラ・ジャパンから漁協山元支所が直接、支援を受けられると聞き及んでおります。あわせて、技術面におきましても長年、本町の漁業振興にご尽力をいただいております東北大学の支援が得られると伺っております。町としましては、各種交付金制度の活用について検討を重ねているところであり、今後とも県や国、漁協等関係機関と連携し、本町の三大ブランドの一つであるホッキ貝を初め、本格的な操業の再開、振興に向け積極的に取り組んでまいります。

次に、大綱第2、東部地区における農地整備事業についてですが、先月31日に対象となる農家の皆様に対して、事業の必要性や土地利用計画についてご説明を申し上げるとともに、引き続いて今月3日から6日までの4日間にわたり、山下地区、坂元地区に分け、事業計画の概要や予定スケジュール及び事業の推進体制を説明したところであります。本事業を導入することにより、未整備で小区画の農用地や防災集団移転事業で買収される宅地等の非農用地を、土地改良法の換地制度を活用し、効率的な土地利用を行うことが可能となり、農地の整備については農地約400ヘクタールにおいて水田1ヘクタール、畑地8ヘクタールを標準とする圃場の大区画化を行い、営農についても競争力のある経営体を育成し、集積を図る計画としております。

この事業により整備された農用地の利用計画であります。まず水田については整備面積約150ヘクタールにおいて、水稻及び大豆等の転作作物を組み入れた土地利用型作物の導入を計画しております。また、畑地については整備面積約250ヘクタールにおいて、土壌条件等を勘案し、収益性や作業の効率性を検討しながら、持続的に経営が可能な農作物を導入してまいりたいと考えております。

ご提案のありました養蜂業者を巻き込んだ花畑については、景観作物としての作付を含めて観光交流面でもヒントになるものでありますので、作目の選定や経営規模なども考慮しながら、大いに参考にさせていただきたいと考えております。また、整備後の農用地利用の担い手に関しましては、まず地元農家の皆様に優先して有効活用いただきたいと考えておりますが、大区画圃場の観点から、法人等の参入による地元雇用や公募方式による営農参入も検討しているところであります。今後、地元農家の皆様と協議を重ね、本地区に最も適した土地利用を鋭意検討してまいりたいと考えております。

次に、大綱第3、被災住宅再建支援策についての1点目、住宅再建の支援策のさらなる拡充に向けた基本的な認識についてですが、町ではこれまで震災により住宅が全壊・大規模半壊された方々等を対象に、被災者生活再建支援制度により基礎支援金及び加算支援金の支給を進めてまいりました。これに加え、災害危険区域内で被災された住宅再建される方々に対し、防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業により被災宅地の買い取りや利子補給、補助による支援を行うとともに、新市街地の住宅団地に移転される方々に対し、町独自の支援策を講じることとしてきたところであります。

これらの施策により、被災者の方々は被災宅地の買い取り代金を除いても最大で1,000万円を超える支援を受けることが可能となっております。さらに町では、今般、県から交付された東日本大震災復興基金交付金等を活用し、これまでの公的支援策のすき間を埋め、支援の対象外とされていた方々への支援格差を是正することを目的とした新たな支援策を検討しております。具体的には、震災時に災害危険区域外の津波浸水区域に居住していた方々、移転時期の関係で防災集団移転促進事業、またはがけ地近接等

危険住宅移転事業が適用できない方々、及び住宅再建に当たりローンを組めない方々への支援を考えております。また、単独移転を含め、町内において住宅再建される方々及び新市街地の戸建て住宅に移転される方々への支援もあわせて拡充させております。

このように町としましては、今回の津波被害の特殊性を踏まえた支援が必要不可欠であるとの強い認識のもと、国及び県等への働きかけを通じ、さまざまな施策の組み合わせ、積み上げにより、被災者の方々に対し、きめ細やかでかつ可能な限りの支援を実現してきたと考えております。

次に、2点目、山元町の災害危険区域についてですが、町では町民の皆様の安心・安全を確保するため、建築基準法第39条の規定に基づき、津波等の危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、住宅の建築を禁止または制限しております。危険区域の範囲は、今次津波の浸水深や津波シミュレーションの結果等をもとに設定されているほか、浸水深に応じて第1種、第2種及び第3種の3種類に区分していることから、現状の危険区域の設定は多重防御機能を果たす防潮堤や県道が整備途上である現時点においては妥当であると考えておりますが、今後、津波防災施設の整備に応じて津波シミュレーション等の検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて区域の見直しを行ってまいります。

以上でございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。それでは、まず漁業支援の方から改めて伺いますが、町長答弁によると漁場の確保ということで今、県漁業組合にも一生懸命支援してもらっていますけれども、一日も早い漁師の復興のために、この瓦れきの撤去を漁場の中心、必要な漁場から。今は東西から両方から攻めてきているんだけれども、逆に必要なところから、真ん中から外に広げていく。そうしたらそのエリアが早く確保できるという、やっぱりこういう手法をこのようにしてもらえないか。やはり同じ支援をしてもらっているところに、町長はそういう要望を出しているか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。いろんな業務を同時並行的に進める中で、必ずしもタイムリーな形でこの問題に対応し切れていないという反省すべき点もございますけれども、先般も仙台地方振興事務所の水産漁港部長等も先ほどお答えしたような問題等に、全般にわたって改めていろいろと意見交換なり要望をしたところでございます。もちろん、これまでの過程の中で、私なりにかつての同僚なり後輩の皆様にも相当程度、問題提起をしながら、いち早い山元町の漁業再開、復興というふうなことに取り組んできたところでございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。やはりもう震災で2年3か月。この間、磯の漁民の方々は、例えば原発の補償をもらっているわけでもないし、一日も早い生活基盤の漁業者も、やはりある程度の労働力、そして働いて水揚げをしないとだめなんだけれども、このように瓦れきの撤去にあと2年もかかるんだよと、もう2年かかるんだったら、あと2年待っていると。そういうわけにもいかないの、やはり漁場を確保するというので、町長も言ったとおり一日も早く申請して、一日も早い安全な操業ができるような施策をしてもらいたい。そして要望してもらいたい。改めて。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど少し説明不足のところもございましたけれども、今ご指摘いただきましたように、単純に町の両サイドから瓦れき撤去を進めてくるということではなくて、業者の皆様のご意向なりいろいろハンディはあるわけでございますけれども、ハンディを抱える中でもどういう形で瓦れきの撤去を進めれば、漁業者の皆様のご一日も早

い本格的な再開に寄与するのか。そういうようなことに十分意を用いてやっていかなくちゃいけないというふうに考えているところでございます。

なお、さらなる瓦れき撤去の効率化というふうな点は、いろいろ方策が考えられるわけでございますけれども、この点につきましては担当課長の方から少し補足させていただきたいと思いますが、きょうは先ほど部長からご紹介いただきましたように、担当課長が欠席しておりましたので、担当の班長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

産業振興農政班長（大和田敦君）はい。それでは、私の方からその詳細についてご説明させていただきます。

ただいま町長の方から回答させていただきましたとおり、過般、6月5日に仙台地方振興事務所の水産漁港部で来庁しまして、その撤去方法というものについていろいろ議論を交わさせていただいたところでございます。実際には、起重機船、要はつり上げる起重機船、これの手配については可能であれば4基ほど手配はできるというふうな話を伺ったところでございます。しかしながら、山元町の沖の海域をよく知るオペレーターの確保ですとか、あるいは起重機船の停泊するための母港となる港、これらの確保がなかなか厳しいというふうな話を受けたところでございます。それらの状況を踏まえましていろいろ模索したところ、作業効率等々を考えた場合、2台の起重機船による現在のよう撤去方法が最も効率的ではないかというふうな説明を受けたところでございます。

なお、議員ご指摘のとおり、その手法につきましては今後も地元の漁業者の方々、あるいは実施主体の国土交通省、そして宮城県とさまざまな面で協議を重ね、対応してまいりますというふうに考えております。

以上でございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。やはり海底に入っているのは大きな消波ブロックということなので、逆にいったらそういう大型の起重機船とかクレーン船が、深さとかそこでなかなか難しいものがあるので、例えば大きいものは海底の中で冷間発破を使うとか。冷間発破ってわかると思うんだけど、ダイナマイトじゃないから。冷間発破は穴をあけて、ちょこっとドリルにホースを入れて凍らせてばあっと、ないやつをあけてぼろっと細かくする。そういう手法も、やっぱりこれだったらやれないかと。一日も早く、何とかとるような方法を要望して行って、一日も早い漁港の再開ということで、そういうことで進んでいく。

次の質問に移ります。ホッキ貝の再開なんだけれども、やっぱり今までのホッキの漁法というものにとらわれていて、やはり今は瓦れきがあってホッキ漁の再開は難しい。ホッキは何とか再開してあるんだよという、この前東北大の皆さんの応援で確認はしてあるところなんです、やはり噴流式のマンガというのは、吹かして浮かばせてすくう。こういう噴流式とかやっぱりマンガに頼るといって、そればかりじゃないと思うんです。このマンガもやはり個人、住民で買う。今までの磯の漁民の人は、漁獲量というものは制限して来年の確保ということで守ってきたんだから、やはりある程度ここに対して、農家でいったらトラクターを支援する、リースで買って皆さんに貸すよと。漁民にもやっぱりこれを町として、こういうリースとかでホッキの再開。それともまたもっと支援してやって、やはり育てる漁法とか、そういうことで逆にいったらこの大学とかそこに町から、ロボットというもので畑でいったら畝を立てるようなもの。そしてそ

こに稚貝を植えて育てる漁法も考えなくてはならないから。ロボットの試作は考えられないかとか、協力してくれないかと、そういう考えを町長は持ちませんか。新たに。

町長（齋藤俊夫君）はい。新たな漁法ということでございますが、東北大学などでもいろいろ町の漁協が進めてきた資源管理型の漁業をさらに充実させるということでは、今ご提案のあったような部分なども一つの考え方になるのかなと思いますけれども、現段階ではまだそういう部分というものは実験、実証の段階なのかなというふうに思っております。まずは先ほど触れさせていただきましたように、他県等での事例もある噴流式のマンガの活用というようなことで当面は対応すべきなのかなというふうに考えております。

4番（菊地八朗君）はい、議長。ロボットというのは後でも、例えばいろいろ、今後のやはり育てる漁業は必要なんだということで、こういう瓦れき等でもういち早く、漁獲というかホッキ貝の再開を進めるときに、私の発想ではこのロボットもいいのかという提案なんだけれども、ただ、やはり支援策として町長の答弁をもう一回欲しいのは、やっぱりリース等の支援。これは考えておられますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。船なりへのリースへの補助というふうなことでございますが、これは基本的に今、県漁協が船を購入するための受け皿となる組織をつくりながら、計画的に各漁協の支所に船を導入しつつあるというふうなことでございますので、この辺の事実関係と、あるいは今の支援補助制度とご指摘いただいた他の農業関係との支援のバランスというふうなものをきっちり精査しながら、どういう形のご支援が可能なのか、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに考えております。

4番（菊地八朗君）はい、議長。町長せめてここで、検討ということは、いつも言うんだけどもしないということだから。私にとっては。だから検討じゃなく、話し合っただけで支援しますという、支援していく方向でやりますと。せめてそれくらいの回答が欲しいんだけど。考えると検討するといういつになるかわからない。私はしないよという解釈です。前に民間で働いていたときに、検討するというと、ああおまえ仕事する気がないんだな、やる気がないんだな。じゃあおまえのところに野菜やらないよとよく言われたから。何回も議場でも言ったつもりなんですけれども、やはり検討じゃなく、その方向で進めますぐらいの回答を。これに関してはもう一度、再度。

町長（齋藤俊夫君）はい。町の大事な一次産業の一面を担う水産漁業でございますので。私は最初のお答えの中で申し上げましたように、繰り返しますけれども、今後、町のかさ上げ補助を含め、鋭意対策を検討してまいりますというふうにお答えした、そのニュアンスを十分お酌み取りいただければありがたいというふうに思っているところでございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。私は進めるという方向で解釈しまして、次の東部野菜団地圃場整備について再質問します。

まずこの間、町長も参加しましたけれども、6月13日、この関係地権者の説明会の参加率を見てどう感じたか。まず町長から。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回、冒頭申し上げましたように、先月末から今月初めにかけて7、8回の開催をしたのですが、全体としての出席者は300名を少し超えるぐらいかなというふうに思っておりました。参加者出席率というふうな点ではいまいちというふうなところがございまして、出席参加していただいた方々の反応、感触を総括すれば、相当程度、興味を持っていただいたのかなと、関心を寄せていただいたのかなという部分、そしてまたやはりこの機会に大いにこの事業を推進してほしいというふうな声も多

かったのかなというふうに受け止めているところでございます。

4 番（菊地八朗君）はい、議長。私も同じ農家の被災者として、やはり何とかしてもらいたい。前から土地利用計画を早くして、それに取り組むべきだということで、被災宅地の買い上げと同時に課税対象区域として、例えば居久根なども一緒に購入して、やはり区画整備をするべきだと。そうすべきじゃないですかということを提言してきたのですが、やっと今になって、この間の説明会等を聞いても、やはりこのスケジュールで、例えば今、町の新市街地の同意書が今時点で2年半過ぎて83パーセント、山下地区で。スケジュール的にこれは本当に絵に描いた餅になりませんか、この日程でいったら。今から本当に2か月足らず、この間新たな施設として取り組んでいますけれども、町長そういう点の心配が私は非常にあるので、再度。

町 長（齋藤俊夫君）はい。この事業はまさに一大事業でございます。この整備事業交付金を活用して農家の方々の負担については、農地の部分については一定の減歩という部分があるわけでございますけれども、負担金という形では農家の方々、あるいは町も含めてこれは負担なしという大変厚い支援内容になっているわけでございます。問題は、ご指摘のようにこの大事業を短期間の中で本当に900名を超える農家、地権者の方々の同意を本当にとりつけることができるのかということが一番の大きな課題だろうというふうに思っております。そういう意味では大変きつい厳しい状況の中で、この事業を推進せざるを得ないという大きなハンディを有しているというようなことでございます。

そういうことでございますけれども、この事業についてはかねて議長ともども議会の皆様と地権者の方にも行政活動をする中で、県としてもこの地権者の同意なり、一定の計画をつくれれば、後は県の方が責任を持って農地整備自体をやってくれるというお話もちょうだいしているところでございますので、ここは何が何でも地権者の農家の方々にご理解を賜るべく、やはり全力を尽くすほかないだろうというふうに思っております。

きょう、他の議員の方々からお話をちょうだいした中でもお答えしておりますけれども、町の体制としても非常に厳しいものがございます。あれやこれやというふうに手を広げられるような状況では決してないわけでございますけれども、やはりそれは優先順位をしっかりと決めながらやっていく必要があるというふうに思っております。4月から選任の農業基盤整備推進室を立ち上げたのも一環ではございますけれども、この辺についても決して十分な体制ではございません。足元の体制整備についても近々の課題だというふうなことで、今いろいろと努力しているところでもございます。いずれそういう足元の体制整備も含めて、あるいは農家地権者の方々の理解促進も含めて、しっかりと足を組んだ中で何とか合意形成につなげ、事業着手にこぎつきたいと、そんなふうに思っているところでございます。

4 番（菊地八朗君）はい。本当にこれは農家の、そして土地利用計画の中の第一歩としてこれを進めてもらわないと困るんだけど、逆にこの危険区域、例えば宅地がこの区域は危険区域1種だから、1種の宅地が今度、1種で危険区域内で例えば異動した人は宅地も残るわけだ。買い上げにならないからね。そうすると、2種だから、ここの設定。じゃあ、ここのところで換地法を適用したって、地権者の同意をもらうの難しいよと。逆に例えば農家で、ここ町長も答弁していた、大機構、大区画で法人化も設置して、そのような方法でやりたいと言ったけれども、俺は自給自足で、逆に言ったら農地の剥奪というか権利の剥奪、みんな協力、周り全部1人2人だと思いが残ったとしたら、いやが応

でも、何とか周りの人がするんだったら一日も早いみんなの復興と同時に、そういう意見にとらわれて、全部が同意もらえればいいけれども、俺はだめだと、どうせ残るんだからどうせ残されるんだから。そして、俺はやっぱり好きな自給自足の農家もやりたいたと、そういう人たちの同意をもらえなかったらどういうふうになりますか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。この事業を推進するためには、今ご指摘の部分なり、先ほどお答えした部分も含めていろいろ課題はございます。しかし、それはやっぱり根気よく限られた期間ではございますけれども、理解を得るための努力を重ねていかなきゃいけないというふうに思っております。

繰り返すようではございますけれども、やはりこの650ヘクタールという広大な土地をこのままあのままの形では生きた土地利用にはならないだろうと。震災前のイチゴのハウスなり、一定の畑地利用などを除けば、坂元地区を中心として大変耕作放棄地的な原野化している状況が大分あったわけでございますので、そういう状況が私は再現すべきではないだろうと思っております。この機会に、大変ですけれども、みんなで力を合わせて何とかこの事業を導入しながら、農家の皆さんにも一定の収入ですね、あるいは町としても宅地を中心としたところに企業の誘致等を進める中で、少しでも町の税収確保につながるような生きた土地利用を何とか実現していきたいと、そのための努力をしていかなきゃいけないと、そういうふうに考えております。

4番（菊地八朗君）はい、議長。そのためにも、何とかするためにも、早く危険区域の見直しをするべきだということを再度町長に申し入れて、じゃあその後の今後のこの圃場整備のあり方、耕作の仕方ということで、例えばあるNPOがチーム浜街道五十三次というふるさとの再生・発展を支える有志の会ということで、ワイナリーという言葉で、ブドウ畑、ブドウを作付したらどうですかという、こういう先駆けて、やはりあの農地をちゃんとしなくちゃなんねという、そういう思いの方がちゃんといるんですよ。もう何とかして山元町の名産であるブドウ、これを復興させよう。一応名前も言おうか。浜街道五十三次、ふるさとの再生・発展を支える有志の会ということで、もう既に動きつつある。何とかブドウでワイナリー。だから、この大きな区画整理の中にも、私は花畑と言ったけれども、ブドウ畑も一応考えながら、ただ、この農地再編。そういうことを考えるかをまず町長、答弁お願いします。こういう方々の動きもあるんだよということで、今度の再建について。

町長（齋藤俊夫君）はい。今ご紹介いただいた方の取り組みも含めて、芝生を大規模に生産していきたいとか、いろいろ先駆けて何とかこの東部地区の有効な土地利用に資したい、貢献したいというふうな、大変力強い動きがあります。それは基本的に非常に心強いし、歓迎申し上げたいわけでございますけれども、問題は全体の土地利用をしっかりと固めつつ、ご紹介いただいた部分なり、あるいはまた一部、太陽光発電の誘致の動きなどもあるわけでございますけれども、やはり農地転用という部分もあったりとかしますので、お互いのタイミングですね、これをうまく調整をしながら、思いを何とかいい形で実現できるような、そういう対応をしていかなきゃいけないというふうにも思っているわけでございます。早くてもいけませんし、遅くてもいけないわけでございます。とどのつまりは何を言いたいかというと、大きな面積になればなるほど、あるいは農地の面積が大きければ大きいほど、きちんとした利用計画を町で持ち合わせていないと、なかなか国、県の支援協力を得られないということがあるものですから、まずは計画をしっかりと立

てる中でいろんな方のかかわり、ご支援をちょうだいしていければなというふうに思っているところでございます。

4番（菊地八朗君）はい。次こうやって質問すっかなと思ったんだけど、ちょうど今、太陽光発電と言ったけれども、ここの地域のこの間のガイドラインの説明でも、やはりこの土地利用計画の中の重点事項で、被災した家屋や土地の効果活用、それから被災地域の雇用と税収の確保と、こういう大きな命題三つがあるんだけど、雇用というのは今、町長は太陽光発電の公用地のそこにも一つと。私としては、むしろバイオマス発電を提起したい。なぜかという、例えば防災緑地には松の木が植わる。昔はその松の木というのは手入れして、松葉落ちるからね。そうすると、そいつ昔ごんのさらいで下きれいで、そうするとキノコ、ナメコ、そしてここの逆に被災した浜通りは丘と比べたら放射能も低いから、むしろ放射能高くてキノコなんか全然相手にされないとき、そういう将来的な、そしてそのごんのさらいで例えば発電するための燃料の一つ、そうすると丘の山の伐採も可能になってきて、やはりバイオマス発電というものを取り込んで、やはり雇用と環境整備、その分緑をふやせばいいんだから、どんどん木は植えるし、そしてそうやって、その太陽光発電じゃなく、こういうことの観点からも山元町はバイオマス発電をしますと、そういう発想は町長持ちませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の東部地区の農地整備事業は、全体として650ヘクタールの中に基本は農地約400ヘクタールと、あとの150が産業誘致の用地だったり、あるいは一部公園の用地だったりというふうなことが計画されるわけでございますけれども、いずれそういう中で太陽光発電なり今のバイオマスなり、いろんなことが考えられるんだろうというふうに思います。ですから、いろいろアイデアをぜひちょうだいしたいなというふうに思います。

ただ、くどいようですけれども、誘致ありきなり進出ありきだけではなかなかうまくないわけでございますので、あくまでも国土利用計画をベースとした土地利用計画をしっかりと早く、もちろんその前には地権者の皆様の理解、協力というふうなことをクリアしながら、しっかりと全体を調整しながら推進していかなくちゃないと、こういうふうに思っています。

4番（菊地八朗君）はい、議長。私としては、私も最初から言っているのは、農家にしては必ずやってもらわなくてはいけない事業だという前提のもとで、やるものだという前提のもとで、今後の土地利用計画の中にということでバイオマス発電と。そして考えて雇用と。そしてやっぱり集客人口というものを呼ばなかったら、そのためにやっぱり花とか、このいちご団地の中にもハチみつというのを、ミツバチさんも非常に大事だし、そして今、我々視察で群馬に行ったときにも、やはりそこではクリの花のクリみつというもの。この間丸森に行ったら、イチゴのハチみつって高くて売れているんだってね。ないんだって。ある人は丸森で買ったらしいんだけど、まだ買いに行ったら、ないですわって言われた。だから、やはり地場特産とかそういうものを考えて、いっぱいいちご団地がぼろっとできる、そこには今度はハチみつ、畑できる、そして雇用も生まれる。そういうことで、やっぱり特産品の中から一日も早い事業の取り組み、そしてせっかく来ているから、担当課、課長、2か月になってこの進捗、本当に町長から大事だと言われるけれども、今大丈夫。せっかくだから、退屈だから、感想というか、今後の考え、取り組み、大丈夫か。どうぞ、考え方。

農業基盤整備推進室長（渡邊武光君）はい、議長。ただいま菊地議員のご声援をいただいたということで、ご発言させていただきます。

私、4月から農業基盤整備推進室でこの東部の農地整備事業計画を担当させていただいております。期限のない中で、この一大プロジェクトを進めていくということで、役場内、関係機関、あわせて外部の営農に関する県の農業改良普及センターであるとか、JAみやぎ亘理、そういった営農経営に関する皆様、関係機関との連絡調整を踏まえて、地域の農家の皆様、それから非農家の皆様、一体となってこの事業を遂行すべく、一丸となって進めていきたいという気持ちを強く持っているところでございます。この事業、平成27年度までの時限立法ということもございますので、今できることを全てやるというような気持ちでおります。以上です。

4番（菊地八朗君）はい、議長。改めて町長、この時限立法の27年までに本当に真剣に、本当の第1重点プロジェクトの一つとして考えなかったら、本当に絵に描いた餅になったら町民から怒られるよわ。何なのと。だから、さっきも検討じゃなく、この27年には必ず出せるように寝ないでも頑張るとい、まず町長。そして推進に農家の方々、そしてこの地権者の方々の同意をいただくために一生懸命頑張るとい、まず決意表明。

町長（齋藤俊夫君）はい。この山元町の震災後の土地利用、災害危険区域の設定から始まって、本格的な復興再生に向けての土地利用というふうなことで、前向きな方向によく来ているわけでございますので、ここは私も当然頑張らせていただきますけれども、議会の皆様、そしてまた地権者の皆様方のご理解、ご協力をいただく中で、職員ともども一丸となってこの事業に取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしくご支援ご協力お願い申し上げたいというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい。そういうことで、一生懸命頑張ってくださいということで、次の質問。

まず、住宅再建支援の中身については今、同僚議員が最初一番上の方の再建、さらなる拡充ということではいろいろ求めています、改めて私はこの角度を変えて、やはり先ほど防災緑地の完成はというと32年ということで、そうすると同僚議員の回答の中に32年ですと。被災の灰のいろいろ片づけて終わって何かすると。そうすると、それまでこの危険区域の見直しはまずないと考えてよいのか。改めて町長に伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。災害危険区域の見直しの時期ということでございますけれども、先ほどお答えした中で防災緑地の部分ですね、特に営林署で対応してもらう部分についてはこれまでもお話ししているとおり、2メートルほどの盛り土をした中での植栽というようなことでございまして、ここの200メートルのエリアについても津波からの減勢効果を一部期待すると、そういうようなことでの多重防御の考え方でございます。

ただ、それはそれとして、危険区域そのものの見直しについては、これまでも申し上げてきましたとおり、1線堤となる防潮堤の完成時期あるいは県道の完成の時期等々、新市街地の整備も含めて、27年度というのが大きなターニングポイントになるわけでございますので、その段階でどうなるのかということでの検証、シミュレーションを進めていくべきだろうと、そういうふうな考え方でこれまで一貫してご説明をしてきたところでございますので、現段階のところではその基本的な考えに変わりはないというふうなことでご理解を賜りたいというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい、議長。とにかく早く、一日も早い見直しを期待して、一応、あと同じ住宅再建支援の関係なんです、いつも私は言っているのは、この危険区域3種の方で

山元町に出ていった方も、例えば簡単にわかりやすく言うと、山下駅前で危険区域3種ですけれども駅から例えば山寺に宅地持っている、町内移転で。しかし、この宅地が残るわね。被災宅地は買い上げにやらないから、3種。この残った宅地の整序化はどのように考えていますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。3種区域の宅地の整序化ということでございますけれども、現段階では特に整序化というふうな取り組みについての考え方は持ち合わせておりません。ただ、できるだけ少しでも都市計画的なまちづくりをしなくちゃいけないという、そういうふうな基本的な認識は持っております。

4番（菊地八朗君）はい、議長。町長、同じ3種区域でも農地は今のところ復興組合の皆さんで草だの刈ってけらったり、ここ、そして残った宅地というのはどうしたって新たにその人は町の勤める土地に移ってもどこに移っても、そうするとそこは残るわけだ。そうすると、そのところだれ管理するというか、どのようにするんだか。やはり今町長がやっぱり整序化は図らなければならない、そして考えるということなんだけれども、考えるよりも27年に新市街地も形成されるし、それまで待っていないで、やはり危険区域と同時にそこも買い上げの方向で行って、きちんとした、今まで震災前のときの狭隘道路等もいろいろ配慮しながら、ここも町として山元町の美化のためにもきれいに整地、そして町としてやはり山元町の昔は顔だったけれども今度けつになるか、そういうことも、腹となるか、へそまでいかななくても、やはりそういう地域ですので、ここでもやはり本当に被災者、被災者は平等ですから、宅地は買い上げられない、家は全壊扱いだから、全壊だからどうしようもないから壊したわ、宅地の買い上げもしません、3種区域です、何の支援もないじゃないと。例えば町外に行ったら何の支援もないしね。やはりそこも改めて町長、今後の取り扱い、そしてその検討をやはり町長、改めて町長のお考えを伺いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。3種区域に対する支援策ということなんですが、先ほど菊地議員に対する最初のお答えで触れさせていただきましたように、今回の追加の支援策といいますか、拡充策の中では議員が期待するような例えば元地の買い取りとか、そういう部分までの対応ができていないことは確かでございますけれども、私申し上げたいのはその部分もさることながら、やはり被災者に対する基本的な支援制度の全体像、これをぜひ共通理解していただきながら、支援の利用というか実態を共通理解していただきたいというふうな思いでございます。

基本的にどこに住んでいようと、震災によって住宅が全壊なり大規模半壊された方々等を対象にして、その支援ということで被災者生活再建支援制度ということでいわゆる100万円の基礎支援金ですね、あと住宅の新築なり改築の状況によっては200万の加算支援金が出ると。これで基本的に300万が出ると。この基本部分は皆さんに適用される部分がまず一つあるということでございますので、こういう基本的な部分に、1種であれば集団移転事業による支援、あるいはがけ地近接等による支援と。そして、今回町の独自支援の上乗せ、上積みと。トータルとして、被災宅地の買い取り代金を除いても最大で1,000万を超えるというふうなお話をさせていただいたわけですが、ぜひそういうふうな全体の支援制度をご理解いただく中で、それぞれ区域ごとの個々の問題、悩み、それは確かにありかというふうに思いますけれども、一定程度の支援、国、県、地元自治体通じて一定程度の支援措置があるというようなこ

とでございますので、よろしくご理解を賜りたいというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい。やはり私はさらなるというのは、余りにも1種2種は本当に被災した、だからまず山元町で危険区域指定条例で建築制限かけた1種2種。前は3種までだったけれども、だんだん広げてきた。3種はオーケーになって、移転の人たちの、1種から3種に移った場合では被災宅地は買い上げと認めてもらった。ただし、3種の人には本当に町外に行こうが何ら支援がない。3種の人にも被災者は平等だと。さらなるこの3種の地域、3種区域の見直し、そして支援の拡充ということを深く強く町長に要望して、何とか考えるという改めてまた町長の決意をもらって私の質問を最後にします。

町長（齋藤俊夫君）はい。菊地議員からご要望のありました3種区域に限ってというわけにはいかないところもございますけれども、制度全体としては先ほど齋藤議員にもお答えしましたとおり、後発の利になるのかどうかわかりませんが、他の被災自治体の状況なども改めて確認をする中で、できるだけ支援できるものについては支援策を講じて、できるだけすき間を埋めるような、そういう努力は引き続きしてまいりたいと。そしてまた一日も早く議会でのこの問題に対する予算を計上してご承認いただく中で、被災された方々にもいち早くこの考え方、支援策をご紹介して、少しでも先が見える生活再建の一つの糧にしてもらいたいと、もらえるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

4番（菊地八朗君）はい、議長。最後のつもりだったんだけど、これで最後にしたい。門脇副町長、一応山元町に来て2か月。そして、門脇副町長は初議会かな。2回目。（「2回目です」の声あり）2回目。今いろんな、まだ3人だけでも、町長答弁等を聞いてみて、まず山元町に来た感想、感じ、そして今後の私としての取り組み方を副町長からも聞きたいなと思います。

議長（阿部均君）通告とは違うんですが、それは副町長の個人的な主観をこの場で聞くのはいかがなものか。

4番（菊地八朗君）いやいや、来た感じ、山元町の感想ぐらいいいべ。うんといいとこだ、一生懸命頑張るぐらいいいと思うよ。どうですか。議長が認めると言ったらいいよわ。どうですか、議長。

議長（阿部均君）副町長は答弁ができるのであれば。今のは通告外になりますので。

4番（菊地八朗君）はい。じゃあ、わかりました。じゃあ私はこれで質問を終わります。

議長（阿部均君）4番菊地八朗君の質問を終わります。

この際、暫時休憩といたします。再開は3時5分といたします。

午後 1時54分 休憩

午後 3時05分 再開

議長（阿部均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部均君）12番佐山富崇君の質問を許します。佐山富崇君、登壇願います。

12番（佐山富崇君）平成25年第2回定例会、3件にわたりまして一般質問をいたします。

一つ、用地取得の件でございます。これは、新市街地の用地及びJR用地両方含みます。

2件目は東部地区、つまり今回の津波被害の大きかった磯、牛橋までの東部地区の行政区と消防団の再構築についてであります。

3件目は、命の尊さ、大切さを教育するためにはということで、これは教育長にお伺いをいたしたいと思います。

まず、1件目から入らせていただきます。用地取得の契約状況はということで、本定例会初日の提案理由説明で、山下地区82パーセント、坂元地区65パーセントが6月4日現在の実績とお聞きいたしました。以下について質問をさせていただきます。

新市街地の用地についてからお伺いします。一つ、3か所で困難と考えられる地区はどこかと。これは前の文章から、話から通じるとおり、用地取得で困難と思われる地区はどこかと。

一つ、なぜここが困難というふうと考えられるのかということでもあります。

一つ、相続の件につきましては、3月定例会なり、その前の一般質問等、あるいは特別委員会等でそれぞれお伺いをいたしておりますが、その状況から今の現在の状況はどういうふうになっているんだということもございます。

一つ、その中でもさらに困難と見られる案件は何件か、具体的にお知らせ願ひ、説明を願ひたいということでもあります。

次、二つ目のJR用地であります。これも前の一般質問等、前の議会から引き続きでありますので、どれほど進んだのかと。前からどれほど進んだのかと。予定どおりなのかと、それは。総体的なことからいって予定どおりなのかと。

それから相続手続、これでもあります。相続手続は順調なのかと。この三つであります、JR用地については。

2件目ではありますが、これは東部地区における行政区と消防団の再構築、それです。2種地、3種地に残っている世帯、あるいは補修をして帰られている世帯というのが相当牛橋、花釜地区にはいらっしゃるようであります。推測するに約500ぐらいいるのかなと、世帯数には。というような感じを持っておりますが、これらの行政区、また私の前の同僚議員等でもありましたが、3種地の方々には何の支援もないと。町長の答弁からすると、もろもろの関係で支援はされているんだと。平均的、全体的に見ていただきたいというような答弁もありますが、実質的にはないといったほうが過言ではない。しかも、私が前の議会で緊急質問をしたこともありますが、それと同時に3種地の移転は認めないと、そういうことであれば1種地、2種地の土地は買いませんよと、宅地は買いませんよと言っていた。ところが、一部認めていたと、こういうこともありますよね。そういうことから言うと、先ほどの同僚、菊地八朗議員の話にありましたね。3種地から移った残った宅地はどうなるのと、こうなるわけですよ。ですから、これは最初から認めていればそういう心配はなくてよかったです。随分あったわけですよ。笠野地区、あるいは1種地区から、あの駅前近辺の宅地なり畑地を買いたいものだと、そういう話はいっぱい聞きました。それが認めないですよと言われたがために、残念ながら小平を買いますとか山寺を買いますとか、これいっぱいいるんですよ。その辺も拙策ですな、言ってみれば。それをどのように考えているんだということでもあります。その観点から言っても、500世帯というのがやや戻ってきつつあるという、これは大体3種地の方々が多いと思うんですが、あるいは2種地、1種地にも少ないですがあります。そういう方々の支援、ハード的な支援はできなかったんですから、ソフトの面で支援しな

きやいけないと私は思っております。そういう観点から、詳細に現況、3種地の現況、東部全体ですね、その辺をご説明いただいて、さらに議論を深めていきたいというふうに考えておりますので、これは詳細にお願いします。

それから今後、消防団それから行政区の手伝い、指導、援助というようなことで、こういうものが考えられているんだと。こういうものを考えているんだということです。それを考えてほしい。

3点目は、一番先に取り組むものは何かと、その考えているうちで。それを議論したい。町長どう考えているか、そこを聞きたいんですよ。それが2件にわたっては町長にお伺いをいたしたいと思えます。

3件目は教育長です。この津波で、本町では630余名の方々がお亡くなりになった。尊い命を亡くした。全く残念であります。さらに、このごろ見聞きする事件、事故、全国的な、いかに命というか人命というか軽んじた事件が多い。そういうふうな状況の今日、我が山元町でいかに町民、生徒、児童、幼児、全てに命の大切さを教え込むために、委員会として教育長としてどのように考えているんだと。学校現場にどういふふうに取り組んでいるんだということをお伺いしたいわけでありまして。これも詳細にお伺いします。私も持論を述べていきたいと思えます。その辺をまず1回目の質問といたしまして、ご答弁をお伺いします。

議長（阿部 均君）1件目、2件目の答弁については町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。佐山富崇議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、用地取得は順調かとのご質問の1点目、新市街地の用地についてですが、昨日の用地取得の契約状況は新山下駅周辺地区が83パーセント、新坂元駅周辺地区が70パーセントの契約率となっており、地権者の皆様のご理解とご協力により用地取得が順調に進んでおります。今後も早期の用地取得完了に鋭意努めてまいりますので、より一層のご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

まず、3か所で困難と考えられる地区はどこかと、また、なぜそのように考えられるのかということについては、現在のところ事業の進捗に著しい影響を及ぼすといった案件はありませんが、住居の移転補償や未相続の土地の登記手続等のため、一部に用地取得完了までには相応の時間を要する案件もあります。町としましては、一日も早い用地取得完了を目指し、地権者の方々に對し、より丁寧な説明を尽くしてまいりたいと存じます。

次に、相続手続の状況についてですが、本年3月時点の未相続者数は23名でありましたが、このうち11名については相続登記を終え、既に町名義への所有権移転登記が完了、もしくは登記申請中であります。

また、困難と見られる案件はとのご質問ですが、新山下駅周辺地区において登記名義9名のうち8名が未相続である共有土地1筆が事業予定地内にあるため、相応の時間を要するものと見込まれるところをございます。相続登記の手続は今基本的に相続人の方に実施していただくことになるわけでありまして、町といたしましても手続の説明、公的な相談先の紹介など、協力できることに関しましては引き続き積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に2点目、JR用地についてどれほど進んだのか、予定どおりであるかについてですが、東日本旅客鉄道（株）は去る3月、坂元合同庁舎3階に常磐復興用地事務所を開

設し、4月以降、山林を中心に用地交渉に入っており、一部契約締結に至った箇所もあると伺っております。また、一部では追加の用地確定作業を行っておりますが、本格的な用地交渉に入っており、おおむね順調な進捗であると伺っております。

次に、相続手続は順調かについてですが、3月の定例会で相続発生件数を28件と答弁いたしましたが、その後の調査により現時点では42件であると聞いております。相続手続につきましては、基本的には相続人の方に手続をしていただくこととなりますが、来年春からの工事着手ができるように、町といたしましても東日本旅客鉄道（株）に対し、相続手続が円滑に進むよう、地権者と調整を図るなど、積極的に協力してまいり所存でございます。

次に、大綱第2、磯から牛橋までの東部地区の行政区と消防団の再構築についての1点目、詳細な現況についてお答えいたします。

初めに、行政区につきましては先月末現在、町全体の震災前と震災後の世帯数及び人口を比較いたしますと、874世帯、3,197人がそれぞれ減の4,687世帯、1万3,498人となっております。とりわけ甚大な被害をこうむった東部地区においては、798世帯、2,930人がそれぞれ減の1,502世帯、4,115人となっております。震災後2年3か月が経過した現在、東部地区の一部の行政区においては、幸いにも全壊や大規模半壊までに至らなかった方々を中心に自宅等の修繕を終えられ、元の場所に戻られている方々が徐々にふえております。しかしながら、東部地区の被災された方々の多くは今なお町内の仮設住宅のほか、町外及び県外の民間賃貸住宅などで不自由な避難生活を余儀なくされている現状にあります。

こうした状況下にあつて、行政区ごとの居住世帯数は磯が11世帯、これは震災前との比較で申し上げますと、居住率は7.3パーセントでございます。中浜が23世帯、同じく7.3パーセント。笠野が11世帯、同じく4.5パーセント。花釜が300世帯、同じく29.3パーセント。牛橋は201世帯、同じく41.9パーセントとなっております。

また、消防団につきましては、定数400人に対し、震災前には373人が在籍しておりましたが、震災等の影響により50人が減少し、現在は323人の団員数となっております。特に、津波による住家被害が甚大であった東部地区の磯から牛橋までの七つの班、7班については震災前は111人であった団員数は41名減の70人となっております。各班の内訳については、磯が5人、中浜が10人、新浜が9人、笠野が14人、花釜東が5人、牛橋が18人、花釜西が9人となっておりますが、これらの団員の方々についても今なお仮設住宅や町外での避難生活を余儀なくされており、有事の際を初めとし、消防団活動にも支障を来しかねない現状にあります。

次に、2点目、町としての手伝い、指導、援助の考えについてですが、行政区につきましては2種や3種区域では被災家屋の修繕等が完了し、順次自宅に戻られている世帯も見受けられますことから、行政区によっては避難先から元の自宅に戻られた方と今なお避難先で生活している方々等が混在し、変則的な区の運営を強いられております。こうした行政区に対しては、区長にこれまで一括送付していた行政文書等を区長が指定する班長宅に直接持参し、行政区長等の負担軽減を図るなどの対策を講じているところであります。なお、東部地区を中心として、これら以外の不都合な部分については今後区長会等を通じて内容の把握に努めながら、諸々の問題解決に向けて町としてできる支援

策を講じてまいる所存であります。

また、消防団につきましては、被災した東部地区の消防団活動を補完するため、消防団再構築までの暫定的な取り組みとして、全分団が協力することを消防団内部で申し合わせを行っていただいております。今後は、地域の防災組織を再構築させるとともに、平時からの防災対策及び有事における消防団活動等が地域の実情に応じて適切に対応できるよう、また地域の方々が安心して生活できるよう、各分団、各班との情報共有に努めながら、消防団と地域の自主防災会との連携強化を指導してまいりたいと存じます。

次に3点目、一番先に取り組むのは何かについてですが、行政区及び消防団の諸問題を含めて、住民の安全安心の確保及びコミュニティの再構築を最優先に取り組む必要があると考えております。これらの問題解決に向けては、区長と関係の皆さんと情報や問題意識を共有しながら鋭意取り組んでまいりたいと考えております。なお、行政区の再構築については、防災集団移転事業及び新市街地整備事業の進捗状況などを見据えながら、行政区長を初め住民の方々の意向を尊重しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、消防団に関してですが、消防団は地域社会における消防防災リーダーとして平常時、非常時を問わず、地域に密着し住民の安全安心を守るという重要な役割を担っておりますことから、本来の消防団活動ができる体制づくりを優先的に取り組むべきものと認識しているところであります。なお、消防団の再構築につきましては、行政区の再構築及び新市街地の整備状況等を勘案し、東部地区の消防団の意向を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）3件目については、教育長森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい。佐山富崇議員のご質問にお答えいたします。

大綱第3、命の尊さ、大切さの教育についてですが、山元町では先の東日本大震災で633名の尊い命があの大津波によって一瞬のうちに奪い去られてしまい、児童生徒も心に深い傷を負ったところでもあります。また、全国各地から連日のように報道される悲惨な事件・事故のニュースには、議員同様本当に心が痛むところでもあります。

このような状況を踏まえますと、学校現場におきましても、児童・生徒の人間として調和のとれた育成を目指すために、人命の尊さ、大切さの教えをいかに行っていくのかがこれまで以上に重要になっているものと考えます。

学校教育にあっては、文部科学省が定める学習指導要領の道徳教育において「生命がかけがえのないものであることを知り自他の生命を尊重する」との指導項目が示されています。宮城県教育委員会でも、学校教育の方針とその重点の中に、防災教育、心の教育、生徒指導、人権教育などの項目が具体的に示され、学校現場で取り組まれるよう定められているところであります。

これらを受け、山元町では、教育基本方針の重点施策の中に震災経験を生かしたこころざし教育、心の教育の推進を掲げ、各小中学校で取り組むこととしております。具体的には、安全教育計画を定め、自他の生命の尊重と安全に関する基礎的知識の理解を狙いに、登下校、自転車、遊具、用水路、不審者及びプール活動等における安全教育を指導するほか、小学校では交通少年団を結成し、中学校では薬物乱用防止教室を開催するなど安全教育に努めております。また、防災教育計画を定め、避難訓練、引き渡し訓練

及び防犯訓練等を行い、非常事態に対して安全な行動や態度がとれるよう指導しております。さらに、道徳では、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、全ての教育活動で生かせるよう指導に努めております。

また、いじめ、体罰問題についても、毎月学校生活アンケートを実施し、発見事案については早期対応、指導に努めるとともに、今年度から全小中学校で学級集団の状況及び学級生活の満足度などが明らかとなる級友調査を実施し、その分析結果を指導に役立ててまいりたいと考えております。

加えて、毎年7月8日を山元町学校安全の日と定め、プール事故の教訓を踏まえ、集会等において安全のための必要な事柄を理解させ、安全に行動できる態度が養えるよう指導しております。

一方、社会教育の面からも、子育て広場、家庭教育、幼児学級及び放課後子ども教室など、命の大切さの醸成に結びつく活動を展開しております。

いずれにしましても、この教育は、学校現場ばかりではなく、家庭、地域社会と一体となって進めていくべき教育活動であると考えておりますことから、町民皆様のより一層のご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

私からは以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい。3件につきまして、総括的なのといいますか、1回目のご答弁を伺いました。総括的には大変結構であります。これから1件目から順次詳細にわたり質問をいたしたいと思っております。

なお、答弁は聞かれたことのみお答えいただいて結構でありまして、時間だけが過ぎますから聞かれたことのみお答えいただきたいと思っております。町長にもそれぞれの課長たちにもお話ししておきます。聞かれたことだけ答えてください。

なお、議長にもお願いしておきます。そうでない場合は注意を与えていただきたいと思っております。お願いをいたしまして、早速ですが質問に入らせていただきます。

先ほど町長の答弁で山下地区83パーセント、坂元地区70パーセントと。10日の説明では、6月4日現在82パーセントと68パーセントの説明でありましたが、1週間もたたない4日、5日で、片や2パーセント、片や1パーセントと大変順調であるというお答えがよく理解できました。それでお伺いするわけでありまして、12件残っていると、未相続。この12件の案件、一つ一つ教えてください。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えするのはやぶさかでございますが、広くいろいろ議論をする場でもございますので、全体としての議論を深めるような場に極力させていただければありがたいのかなというふうに考えているところでございますので、1件1件お答えするのはご容赦をいただければありがたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい。私は一番最初に、答えは聞かれたことのみ答弁願いたいと申し上げたわけでありまして。ただし、相手のプライバシーあるいは仕事に支障が出るという案件は、匿名でも構いませんし、A、B、Cでも構いませんし、一つの案件はこれこれです、二つ目はこれこれですというようなお答えで結構でございます。実名は要りません。それでいいですから、1件、1件、12件、皆説明ください。

町長（齋藤俊夫君）はい。用地交渉というまさに交渉途上の内容でございます。おかげさまで一定の契約状況が進んでいる中で件数も少なくなっておりますので、そういう中で一つ一つご説明申し上げるといふのは、議員もご心配のようなことも含めて控えさせてい

ただいたほうがよろしいんじゃないのかなというふうに考えるところでございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい。全部答えられない、そんなばかな答弁ありますか。答えられるのみだけでも答えなさいよ。

町 長（齋藤俊夫君）はい。私は、この本会議の一般質問の席上はそういう場面になるのかなというようにことでいささか疑問を持つものでございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい。私は、そういうことであればこの件に関して質問できません。最初から議長にも申し上げたとおり、案件、案件、支障が出るのはいいですよ。例えば、孫まで相続しなければならぬのは何件あるんです、ひ孫まで相続しなければならぬのは何件あるんですとか、答弁しようと思えば、しようと思えば、幾らでも相手のプライバシーをなくさないでできるわけですよ。何らしなくて答えようと思わないというものは、一般質問にそぐわないんじゃないですか。

議 長（阿部 均君）質問者は、匿名といいますか、特定というか、個人名を特定しないで内容を説明ということでございますので、町長、その辺答弁願います。齋藤俊夫君。

町 長（齋藤俊夫君）はい。どういう形でご紹介したらいいのか、この辺は直接担当している担当室長の方で支障のない形で概括的にご説明をさせていただければというふうに思います。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。ただいま佐山議員の質問でございますけれども、先ほど説明の中で2 3名であり、その中の1 1名が終わっていると。残り1 2名ということなんですけれども、先ほど町長の答弁の中でも裏の方にありました困難と見られる案件というもの、こちらの方に登記関係、未相続関係で8名ということで状況も説明しておりますけれども、その関係も含めての人数になります。

それで、ある程度件数が絞られるものですから、小まめにはちょっと説明できませんので、その辺で若干名申し上げたいと思います。世帯関係で子供の場合2人と、あと孫3名、ひ孫1名、やしゃご2名、他にも若干ありますけれどもその辺はまだちょっと精査しておりませんので、今わかる範囲内で説明とさせていただきます。以上です。

1 2 番（佐山富崇君）はい。わかりました。子供2人というのは2件という意味なの。そうすると、孫が3名というのは、これは3件あるというふうに理解していいですか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。これにつきましては、先ほど未相続の人数を申し上げましたけれども、8名あるという先ほど町長の答弁の中で、その中での内訳の中でその人数になっていくということでございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい。了解しました。なかなか大変ですな。じゃあ、この中で、町外にいる人何件、あるいは海外にいる人何件とかそういうのはありますが、そういう区分けはできませんか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。海外はおりません。国内でも北海道、四国、九州ともおりません。主に関東、そして東北、この中で遠い方が名古屋方面に若干おられると。以上です。

1 2 番（佐山富崇君）はい。安心をいたしました。ではとにかく、精一杯もちろんやっていらっしゃるのわかりますが、さらに奮闘していただきたい。

それで、町長に伺います。順調という話であります、工区を決めて仕事をするんだという話もありました。その辺の関連からはどうですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。その辺につきましては、詳細にといいいますか、詰めている状況ではございませんけれども、一定の見通し、考え方につきましては、担当課長の方から少しそ

の辺の仕事の進め方、考え方を補足をさせていただきたいというふうに思います。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。町長答弁の中で順調だというようなお話をさせていただきましたのは、市街地面積の中でおおむね買ってきているというような部分です。

それで、佐山議員がおっしゃられた工区分けというような部分につきましては、以前の説明で、用地取得が完了した部分から工区をある程度切っても、1面が全部買えなくても入っていききたいというような部分をご説明した部分だと思います。その中で、現在市街地の縁辺部であったり、処理ができていないというような部分がございますが、一定程度まとまった部分の土地は買ってきているというような状況もございますので、用地取得については、判断としては順調に進んでいるというような判断をしているところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。これも順調であるというふうに理解していいと。結構なことであります。先ほどの8名、聞いたんですが、「困難と見られる案件とのご質問ですが」と1回目の答弁に、共有土地1筆が事業予定地内にあるためと。これは共有ですから、何名の共有なんですか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。これにつきましては、先ほど町長が答弁しておりましたように、登記名義人上9名です。そのうちの8名が未相続であると。それで共有の1筆と。

12番（佐山富崇君）はい。失礼しました。

それではお伺いします。先日ですから本会議が始まった10日かな、この相続とか何とかで勉強会をしたと、職員の。その件を伺っておりますが、大変勉強になったと。あの現場は、新聞も読みましたしあるいはテレビでも見ましたが、大変勉強になった、うんといかったというような職員の感想があったようではありますが、室長として、これは町長よりも室長が直接だからお伺いしますが、職員の対応なり職員の状況で今後何回ぐらいその勉強会をさせていくつもりでいるのかとか、それをお伺いしたいと思います。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。10日の日ですか、本会議の開催の日に宮城復興庁のお世話で、司法書士会なりとの勉強会ということで10時から開催しまして、うちの職員13名、そちらの方に出まして、いろいろと指導なりQ&Aの方をやりまして、職員は今議員さんが言われるように大変よかったということで、復興庁の担当の方からこういう機会、宮城県で初めてなんですけれども、何かありましたらいろんな相談口の受付なり相談口を我々持っておりますので、何か機会ありましたら遠慮なく申し込んでくださいということをおっしゃっていますので、これからまとまった用地交渉等ありますので、何か問題点なり疑問点があればその都度ご相談を申し上げたいと思っております。回数についてはまだ計画では入っておりません。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。大変結構であります。ただ、回数は計画はしていないと。極力勉強をして頑張ってもらいたいものだとおっしゃっていますので、集団移転地の土地については、ひとまずよろしいと。

では、このJR用地であります。4月以降山林を中心に用地交渉に入っているというふうなご答弁をいただいたのでありますが、大変これもおおむね順調な進捗であると。これも結構であります。ただし、その次、「3月の定例会で相続発生件数を28件と答弁いたしました、その後の調査で42件、現時点で」と。なぜふえたんですかね。あの時点、でたらめだったの。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。この人数につきましてですけれども、3月の定例会で佐山議員からかと思えますけれども、JRについての相続発生について古い順番で20件ぐらいの提示というか、教えてもらいたいというところで、JRさんもそのときはまだ完全に調査が終わっておりませんけれども、その段階の中で古い順に順に送ってもらいまして、ちょうどJRさんで28名ほど報告をいただいたものですから、議員さんから言われた古い順からの20件の中をオーバーしまして28件報告したと。その後、JRの方で詳細に調査に入ってきたところ、先ほど申しました42件という数字になったわけでございます。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。だったら、先ほどの答弁、おかしいじゃない。3月定例会では相続発生件数を28件と答弁いたしましたけど。これはおかしいでしょう。あの時点では古い順にで一応28件と報告しておいたんですがというので、全部では報告しておきませんでしたというのがなければ、28件きりあのとかなかったというふうに理解するでしょう、この答弁書では。おかしい。答弁書、まずいね、これは。つまりは、あのときから42件あったということに理解していいんですね。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。これは答弁の書き方がまずいということで、その辺は大変申しわけございません。ただ、3月の段階で、うちの方でJRさんをお願いしたのがあくまでも上位20件ということで、それにJRが28件報告あったということで、その辺の当時私こちらの会場に出ていなかったものですから最終確認はしませんでしたけれども、話の中ではその28件皆来たんで、それが本当にそこでJRさんが100パーセントかどうかというのは、私もちょっとわかりません。ただ、確認したのは何でふえたんですかと。これについて再度担当の方にきのうおととも確認しましたけれども、その後精査してこの件数になったということで報告を受けました。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。室長の答弁によりますと、3月は難しいのから20件というのが、なぜか28件来たんだと。その後、42件あったとこのごろわかったと。精査した結果ね、この後。これも理解できました。つまりは、この28件よりこの後のふえた分は、簡単なやつだと、こういうふうに理解していいんですね。簡単なやつ。難しいものではないと。答弁から言うとそうなりますよね。難しいの20件と言ったのが28件、3月でJRで寄こしたんだからというお答えですからね。そうすると、簡単なやつだ。よかったですね。後でそういうことでないように、間違っただんていうことのないように、ここで話ししておきます。簡単なやつ。はい。結構であります。

それで……

議長（阿部 均君）手を挙げてください。（「何」の声あり）用地・鉄道対策室長、渡辺庄寿君。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。佐山議員の言われる「簡単」というのはどういうものかちょっとわからないんですけれども、一応前にも3月で申し上げましたように、1世代、2世代、3世代で報告したと思うんです。その中で、私がもし佐山さんが今言われた「簡単なもの」ということの受け止め方としては、1世代なのかなと。この時代。（「うん」の声あり）1、2、3と数字が重なるとだんだん孫とかまで行くので、新しくふえた分は、JRを確認したところ1世代分のこの時代ということで「はい」と申し上げました。

12番（佐山富崇君）はい。うん、そういう意味も含めます。そういう世代ということも含みます。あとは、言いにくいことではありますが、兄弟げんかしてなかなか難しいとか、こういうこともあるわけですよ。お互い判こつかねとかね。これも難しいんだろうなと私は理解

しています。世代だけでなくね、そういうこともあるんじゃないかと。ただ、そういう意味も含めて、この最初答弁では20件と言ったのが28件出ました。これ、難しいやつって寄こした。この後42件になっているけれども、これはだから簡単というふうに理解しているんでしょうという、私の方から確認したんですよ。あなたから私確認される必要ないんだ、本当は。私の方が質問しているわけです。反問権というわけでもないでしょう。そう思いました。はい、結構であります。

まずそういうことで、用地取得について町長に最後にお尋ねというか、ご認識を伺いたいのでありますが、町長は余り用地取得ということは余り重きを最初は置いてなかったんですね。まあ簡単に考えておられていたと。現実、こういう相続というようなことも含め、皆さん、その土地で協力しないなんていう人はいらっしゃらないと思うんですが、相続の問題とか何とかあって、今の町長の土地の用地取得ということで、やっぱり今でも簡単だと思っていらっしゃるかどうかが、それをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。用地交渉、私もかつて県職員時代幾つか担当した経緯もございますが、これは議員ご指摘のとおり、いろいろとそのお宅の家の事情というものも含まれておりますので、地権者の数が多ければ多いほど、一定程度いろんな関係の家族対象者がそこには出てくるのかなと、そういうふうな基本的な理解はしているつもりでございます。

ただ、議員冒頭ご指摘の部分につきましては、この復旧・復興、いち早くと、そして町民の大事な足である公共交通機関であるJRのいち早い復旧・復興と、そういうものに対する大きな期待、願望のもとに用地買収、できるだけ早く簡単にできればいいなど、そういうふうな思いの中でこれまでお話ししてきた経緯がございますので、その辺の前後関係については改めてご理解のほどよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい。町長、今の答えは、議長、聞いたのに答えてないよ。

議長（阿部均君）再度答弁願います。町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい。用地交渉の難しさというのは、地権者の世帯のいろんな家族構成なり相続の関係とかいろいろありますので、一定の問題を抱えた方がいらっしゃると、そしてその地権者の数が多ければそういう用地取得交渉が困難な方も一定程度おられるのも一般的には理解しておりました。そういう中で、これまで復興に向かう初期の段階で、議員ご指摘のように用地取得が短期間に簡単にできるような、対応できるような、そういう発言をしたということについては、先ほど申し上げましたように、大事なJRのいち早い復旧・復興に向けての大きな期待、願望のもとにそういうふうな発言につながっていたのかなというふうなことでのご説明でございます。

12番（佐山富崇君）はい。改めて問います。こういうふうないろいろもろもろの問題が出てきて、今でもそんな簡単な気持ちでいるんですかということをお前は聞いたのであって、あのときどういう気持ちだったんですかなんて一言も聞いてない。議長、もう1回。

議長（阿部均君）今の佐山富崇君の質問に率直に答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。用地交渉については、先ほど来担当室長等々からもお話し申し上げ、私の回答にもありますとおり、一定の相続なりの手続あるいは抵当権の解消に向けて一定の時間がかかる方も含まれておりますので、そう簡単にいかない問題だというような、そういうふうな認識は持っております。

12番（佐山富崇君）はい。最初からそういうふうに言ってもらえれば、よっぽどいいのした。時

間の無駄だ。

それで、改めてお伺いします。順調だ、順調だとおっしゃってきました、用地取得。総体的な計画どおり今の時点で用地取得はいつていると、改めて町長、思っているのかどうかを。

町長（齋藤俊夫君）はい。用地取得に入った時期、市街地ですと3月の中旬、JRについては4月以降と。そういう中で、先ほどご紹介した相当程度の契約率、取得率になっているというふうな状況を考えたときに、この短い期間での契約の進捗ということを総体的に捉えれば、おおむね順調な進捗なのかなと、そういうふうな思いでございます。

12番（佐山富崇君）はい。私がお伺いしたいのは、そうじゃないですよ。おおむね順調というのは聞いたの、何か一番最初からおおむね順調とおっしゃっているわけですから、町長ね。私が言いたいのは、集団移転の計画どおりきちっと、JRの開通もきちっといくのに差しさわりなく用地取得ができていますね、その認識を伺いたいと言ったんで、おおむね順調とかそういうのじゃないの。順調か順調でないかだけなんですよ、お伺いしたいのは。大きな計画の中で、最終計画に合うような用地取得、期間にはここまでとあるでしょう。用地取得はここまでと。つまりは、JRであれば今年度中に用地完全に1筆残らず終わらないと3年後に開通しないってJR側も言っているわけですから、それに支障はないんでしょうねと。おおむね順調、おおむね順調って答えてきたんだからと。その認識を伺いたいということで聞いた。それを踏まえて、だから。おおむねとか何とか要らないのっしや。それでいいの。

町長（齋藤俊夫君）はい。全体の市街地形成に向けてほぼ予定どおりに進んでおりますので、用地交渉についてもそれ見合いで進んでいるというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい。結構であります。その方向で今後ともご奮闘いただきたいと思います。それでは、2件目に入ります。ご答弁の中に、花釜が約300世帯、3割弱、それから牛橋は201世帯、41パーセント、これは約4割強と、こういうことすわな。300、200というのは、丘通りの行政区の世帯と比して何番目と何番目に入るのか。それを教えてください。

総務課長（島田忠哉君）はい。いずれも2種、3種地域、沿岸部の行政区というふうなことでございます。割合的な部分でいきますと、牛橋は41.9パーセント、花釜が29.3パーセントではございますけれども、磯、中浜……（「聞かれたことだけ答えるように、議長、注意してくださいよ。何番目と何番目ということでもいいんだから」の声あり）

議長（阿部均君）牛橋と花釜の世帯数、町全体から言えば何位に位置するのかということでございますので。

総務課長（島田忠哉君）はい。ちょっと確認をしたいので、若干の時間をちょうだいしたいというように存じます。

議長（阿部均君）この際暫時休憩といたします。再開は、4時15分といたします。

午後 4時04分 休憩

午後 4時15分 再開

議長（阿部均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）総務課長島田忠哉君。

総務課長（島田忠哉君）はい。大変貴重な時間をちょうだいしまして申しわけございませんでした。

お尋ねの花釜、牛橋の世帯の順位ということでお答えさせていただきますが、住民基本台帳で言った場合におきましては、花釜が1番、牛橋が4番目でございます。それを実際の戻った世帯数をこれに置きかえて順位を出した場合に、花釜区におきましては4番目、牛橋区につきましては9番目というふうなことでございます。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい。わかりました。4位と9位と。4位と9位というのも、4番目と9番目ということですね。かなり大きな区であることは間違いないわけですよ。現在区は22あるんでしたっけ。すると、4位と9位ということ、真ん中ころとずっと上位というようなことですよ。それで、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、変則的な区の運営を強いられておりますと。全くそうなんですよ。真ん中ころの区と上から4番目の上位の区が変則的な区の運営を強いられて、いいものでしょうか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどお答えいたしましたように、決してこういう状況、好ましい状況ではないと、そういうふうにお答えしたつもりでございます。

12番（佐山富崇君）はい。それで、それですよ、本当は先ほども質問しているんですが、一番最初に。何を一番先に取り組むんですかと聞いている。誰かお答えになりました。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどのお答えの中では、行政区及び消防団の諸問題も含めて、これ住民の安全安心の確保、コミュニティの再構築を最優先に取り組む必要があると、そういうふうにお答えをさせていただきました。

12番（佐山富崇君）そうです。そのようにお答えになっている。それでいいですか。一番最初に。しかも、その次に来て、行政区の再構築については慎重に検討してまいりたいと考えておりますと。慎重じゃいかんのです。速やかでなければ。この辺、町長のお考えを伺いたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。速やかと慎重にというふうなこの行政区への対応の考え方でございますけれども、確かに議員ご指摘の、戻っている方々が一定程度ふえたとはいえ、大変なこの状況にある行政区の問題、一つ一つの問題ですね。この問題の部分を早く解決しなくちゃいけないという部分と、それから町全体でその辺を含めてどういうふうに再構築していくかという二つの側面があって、慎重にというふうな部分もあるというふうな思いでこの問題に対応していかなくちゃいけないというふうに考えているところでございます。

12番（佐山富崇君）ですから、それは当然ですよ。町全体を踏まえれば慎重にというのはわかります。先ほどお聞きしたでしょう。4番目と9番目だって。そういう意味からいって、慎重に全体のことを考えてなんて言ってたら、今の時点でかわいそうじゃないですか、大きな区が。しかも私、一番最初言いました。この戻っている人たちというのは大体第3種にいる方々。支援が一番弱いところ、3種と決められて。ですから、せめてソフト面で行政区とか、あるいは消防団の安全安心とか、そういうものを早く与えなきゃいけない、応援しなきゃいけないと、こういうことですよ、私言いたいのは。その辺のところ、町長どう思うんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員ご指摘のような思いの中でこれまでも取り組んできたところでございますし、今後もそういう姿勢でこの問題に取り組まなくちゃいけないというふうな、そ

ういう問題意識を先ほど披瀝させていただいたところでございます。

12番（佐山富崇君）私と同じ思いを持って取り組んできたとおっしゃいました。そういうことであれば結構であります。具体的にどういう形で取り組んだかおっしゃってください。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的な部分での区の問題あるいは消防団の問題だというようなことでございますので、同じ思いというふうなことをせんじ詰めていけば、それはいろいろまた異なった理解、受け止め方もあるんじゃないのかなというふうに思いますけれども、多分佐山議員さんも消防団の果たす役割なり行政区の果たす役割を考えたときに、やはり相当程度のご入れ支援というふうなものの必要性を今論じられているのかなというふうな思いでございますので、私としてもそういうふうな思いは持ってこれまでもやってきているというようなことでございます。

12番（佐山富崇君）さっぱり具体的にはお答えになっていないですよ。思いだけおっしゃった。思いだったら何でも思うのっしや。ですから、私が言いたかったのは、あるいは答えを期待したのは、4番目と9番目ぐらいの区なんだと、町の中では。相当数、人がいらっしやるところだと。そういうことであれば、町長はみずから牛橋と花釜の区長さんと呼んで、ここをどういうふうにしていったらいいべなど、総務課長も交えて、一番先に手っ取り早くしてもらおうの何だべなど、そのような会議を何回持ったかということを知りたかったの。持っていないでしょう、恐らく。普通の区と同じようにしているだろうと思うんだ。総務課長に聞きたい。そういう会を持ったことがあるのかないのか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。特別、行政区の自治組織のあり方等について限定した形の会合は持ってございません。

12番（佐山富崇君）やっぱり持っていないんでしょう、今言うとおりの。自治区という考えはわかります。半分は自治区だ、半分は役場の出先にもある。その辺のところ、考えが至っていないわけですよ。何回も言うけれども、4番目と9番目の行政区というのは大きいんだよ。そして、一番見捨てられた地区だ、第3種地域というのは。応援もらえないの。あの津波のときから間もなくからすぐに1階やられても2階ですずっと煮炊きして暮らした人もいるの。そして、支援もらえなかったと騒いでいた人も結構いたんです。それはそれでしょうがないよね。何とかそれで暮らせたんだからいいんでしょうということなんでしょうけれども、その思いもあつた人たちで今は4番目と9番目の区なんだ。そして、区長だってあるいは区の役員だって、やり切れないところあると思うのね。そこに親身になって相談に乗ったり指導したりすべきでないですか。特別に。自治だからほったのすつたのさで、おかしいでしょう、総務課長。これは町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。総務課長の立場で先ほどお答えさせていただいたところでございますけれども、被災後どういうふうな対応をしてきたかということをお話しさせていただきますけれども、まず花釜、牛橋地区を中心としたいわゆる3種区域のエリアについては相当程度現地での再建されている方もいらっしやるといふふうなことで、電気なり水道なり下水なり道路なり、あるいは街路灯、防犯灯も含めてライフラインのまずは復旧というふうなことで相当程度対応してきた経緯がございます。それから、区長さんなり班長さんとの意見交換、場面というふうなことをご紹介申し上げれば、ふれあいトークの場面を通じまして花釜区の皆さんとは2回ほど機会を持たせていただいております、それは直近では4月か5月に、ちょっと時期、今思い出せませんが、佐山議員さんの近くにある、ありがたいご支援をちょうだ

いしてあれした図書館ですね、小さな図書館として活用されているプレハブの中で役員の方々を中心とした中で2時間ほどいろいろ話し合いをさせていただいたというふうなことで、決して多い機会、回数ではございませんけれども、一定程度の対応をする中で、区の実態、問題を私なりに状況を把握する中でこの問題に今対応しつつあるというふうなことでございます。

12番(佐山富崇君)それは当然でしょう。ほかの区にもやってきたでしょう、ふれあいトークは。特別にあそこは被災して、このぐらい戻っているところにどういうふうな対応、応援をしてきたんですかということを知りたいんです。それはさっき答えなかったでしょう。そういうことあればこいつと会ったんだやなんて、そんなこっちゃいかなのですよ。特別に目をかけてもらわなきゃ困るんだ、あそこは。戻ったんだから。

まず、行政区のことについて、それをまずよっておいて、消防につきまして、暫定的な取り組みとして全分団が協力することを消防団内部で申し合わせを行っております。結構なことですか。結構なこと。これ結構なんですが、具体的にいうと、暫定的な組織をつくらなきゃいけない、私から言わせれば、申し合わせだけじゃだめさ。実際行動に移さなきゃいけない。申し合わせだけじゃだめなの。兵隊さんは協力しましょうなんて、こっこの部隊とこっこの部隊、一緒に演習していなければスムーズにいきませんよ。

ですから、私考えるには、少なくとも山手の例えば花釜に近いところなら山下か、山下と花釜の班の合同演習をやっておくとか何とかしていかなければ、それをやったことによって住民に知らせれば初めて住民は、ああ消防団でほいなことしてけでんのと安心が生まれるわけですよ。話は協力することになっているんだから大丈夫だから、これだけでは安心に結びつきません。やっぱり具体的に演習してもらおうとか、そうでないと住民は安心できないんですね。いいですよ、ほかの方はちゃんと消防団も何もきちんと恐らく例会もやっていらっしゃるでしょうから。花釜300戸いて、そんなことないわけですよ。心配ですよ。あれはそれも含めて行政区の役員にも、こういうこともしていますからと言え、行政区の役員も住民の方々にそれを知らせることができる。そういうことです。その辺やる気があるかどうか、町長に伺っておきます。

町長(齋藤俊夫君)はい。先ほどの基本のお答えの中で、もう少し具体的な取り組みの内容を紹介すればよかったんでしょうけれども、実は先ほど申しましたこの暫定的な取り組みの実態といいますか考え方といいますか、その辺なんですけれども、これは震災後の23年5月13日に行われた消防団の幹部会におきまして、特に大きな被害を受けた第5分団、第6分団については当面、連隊性を維持し、可能な範囲で消防団活動なり訓練を行うというふうなことを確認し、以降継続して消防団活動を行ってきているというふうなことでございます。

そして、東部地区の消防団については従来の活動が困難な状況にあることから、当面、全分団の勢力をもって有事の際に対応に当たるというようなことで、柔軟な態勢のもとで消防団活動を実施していただいているというようなことでございます。

今、佐山議員さんから、さらにこういうふうな形でというふうなご指摘もちょうだいいたしましたけれども、まさに東部地区と西部地区のこの分団間の連携が極めて重要でございますので、隣接する分団間で一体的な活動が行えるように今後のこの消防演習なり訓練等の機会を捉えまして、各班等に対してもさらなる意識づけを消防団長なり幹部の皆さんと連携を図りながら対応していきたいというふうに考えております。

12番（佐山富崇君）大変前向きというか、本当にやるというご答弁をいただいたので、ここでいようなものですが、具体的にしておかないと問題があるから、これ室長、ここに書いてある各班の内訳は磯5人、中浜10人、新浜9人、笠野14人、花釜東5人、牛橋18人、花釜西が9人と、班ごとに人数ありますね。これがこの地域に今住んでいるわけではないでしょう。この方々がもともといた団員で、元気で、また団員として入っている方々だと、こういうことだけなんでしょう。これを改めてまずお聞きします。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいま佐山議員からお話がありましたように、今回報告している人数については今現在の各班の人数でございます。地元に戻っている人数ではなく、所属しているというふうなことでのご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

12番（佐山富崇君）ですから、町長の先ほどの答弁からいうならば、こういう方々全員集めて1回演習をするなり、この方々で。言ってみれば、この方々、全分団のこの方々全部合わせて各班になれば正常なんだけれどもね。この方々で演習するなり、あるいは山下の班と一緒に演習するなり、きちんこの辺を計画立てて、団長にもお話ししてやるべきだと私は申し上げている。そういう気持ちがあるかどうか、町長に改めて。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘のような訓練の対応については、これまでの訓練の中でも一定程度対応してもらっておりますけれども、さらに充実するような方向で団長等とも確認をしながら対応してまいりたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）町長の答弁だと、今までもやっているけれどもという話。いつやったか、まず室長に伺う。いつやったの、そういうような演習。

町長（齋藤俊夫君）はい。私の記憶の中で申し上げたところでございます。去年の6月12日の訓練だったように記憶しております。ただ、訓練は佐山議員が意図するような形では必ずしもないかもしれませんけれども、限られた体制の中で浜通りと丘通りなり、この各分団が連携をしながらの訓練であったというようなことでのご理解をいただきたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）私の意図するようなどころではなく今、町長おっしゃった。だから、具体的にどういふふうに行ったんだか。何名参加して、どういふふうな演習をしたのかお伺いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。私も詳細にその辺を記憶しているわけではございません。ただ、ちょっと誤解のないようお願いしたいのは、佐山議員さんが意図しているような、イメージしているような訓練そのものという形ではないかもしれませんけれどもというふうなことでの訓練でございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）だから町長、そういうふう論点をすりかえてお話ししてはだめだと何回も言ったでしょうが。論点のすりかえでしょう。あんたの考えたようなんでねえけれども、したんだなんて。そんなことないでしょう。消防団、通常の演習をしたんでしょう。この人たちも入れて。それならわかりますよ。やっていると思います。思っていました。消防団の方々やっているの、それは。あの人たちも入れてね。それはわかりますよ。私が言っているのは、浜通りの行政区と消防団のことをどうするんだと。第4番目と第9番目の行政区なんですよと。そのことを安心安全をするためには、こういう演習をしなきゃならないのではないですかと、町長やりますかと。今までもしていたと。これじゃないでしょう、私言っているのは。論点のすりかえですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい。私も県で長らく防災なり危機管理に携わってまいりましたけれども、訓練というのはいろんな訓練を通じて経験値が深まるわけでごさいます、確かに佐山議員おっしゃるのは限定した形でのというのはわかります、それは。わかりますけれども、必ずしもそうでなくても一定程度の訓練は去年の場面で少なくともそういう機会を確保してきているというふうな、そういう延長線上の中で議員ご指摘の部分も今後しっかりと向かっていかなくちやないだろうと、そういうふうなことでご理解を賜りたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）町長のお答えでは論点も何もないんだわ。私は言っているのは、言ったでしょう、何回も。今まで言っているの、こういうような変則的な状況の中で訓練をしてなきゃだめなんでないのという意味で言っている。しかも、4番目と9番目の行政区の方々、今それが無いから、こういう状況のときはこういう状況の訓練をしなきゃならないでしょうということ言っているんでしょう。消防団の方々、練習していないなんて私一言も言っていないですよ。一生懸命やってもらっていると思います。そんなこと言わないですからね。訓練はいかなる場面でも、それは当然です。当然です、わかります。消防団の方々、一生懸命やってもらっているのわかりますよ。ただし、こういう状況の中でそういうふうな変則に合わせた、やむを得ず住民に安心、4番目と9番目の行政区なんだから、そして大変な状況だから、こういう状況の中での演習を考えられたらどうですか、そういうことを申し上げているわけですよ。消防団の方々、あの津波の浜のようなところでしねえわなんて、そんなこと全然言っていない。うちの息子も消防団員ですので。やっています、一生懸命。それは認めます。やってもらったら頭が下がります。だけれども、こういう状況の変則の状況の中だから、例えばと、例えばの話ですからね、山下の班と花釜の班を一緒にした演習なんかどうでしょうねと、そういうことも考えてみてくれないかと、どうでしょう町長と、私はお伺いした。そしたら、今までも演習していたんだ。そんなこと聞いているんでないでしょう。町長は論点をすりかえよう、すりかえようとしているんだもの。まともにやりましょうよ、話は。町長、すりかえるんですよ、それでは。どこでも訓練はなるんですよと。それはそうですよ。やっていますよ、消防団の方々、団長以下。一生懸命やってもらっていると、これは認めます。だけれども、こういう状況の中ではそういうふうな演習もいいんじゃないでしょうか。いざ急に何か災害が起きたときでは指揮系統はこのときはこっちするんだ、あっちするんだ、練習しておけばそれは簡単にできるはず。ところが、こっち花釜だべ、山下だべなんて、こうなっちゃったら大変だから、演習しておいたらどうですかと言っているだけです。町長、ご意見をお願いします。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。今までそのように変則的な班同士の訓練というふうなことは改めて行っておりませんが、今回、秋の消防演習あるわけなんです、その際に操法大会を町内で行うというふうなことで、今回各班から1名というふうな体制で行う予定にしているんですが、今回被災されました5分団、6分団につきましては、5分団については上平で1チーム、それから磯浜から新浜までの混成チームで1チーム、そして6分団については笠野・牛橋地区で1チーム、そして花釜の西・東で1チームというふうなことで、佐山議員から今お話しいただいたような丘と浜の支援ではないんですけれども、そういうような形で被災された中でも地元の方々の安全安心のために操法訓練をしながら大会に臨むというふうなことでお話をいただいておりますのでご紹介したいと

思います。以上でございます。

12番（佐山富崇君）ですが、それはわかったの。今後そういうふうな訓練をする気持ちがあるかどうかというのを町長に伺ったんだから。あなた手挙げたから、あなたと議長は指名したけれども、町長にお伺いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的にそういう用意はあるというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）基本的にとかなんか、そういう気持ちがあるかどうかということを知っているわけです。

町長（齋藤俊夫君）はい。ですから、あるというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）了解しました。1件目、2件目は大体これで。

3件目の命の大切さということで、これを聞いて終わりにしたいと思います。

教育長の先ほどのご答弁がありまして、総論的には全くそのとおりで何も言うところはないのであります。それで、私あえて一つ提案をして、それについての教育長のお考えを聞かせてもらって、それで質問を終わりたいというふうに思います。

いろいろとお話をいただきましたが、最後の結びとして、学校だけではなく家庭、地域社会一体となって進めていくべき教育活動であると考えておりますことから、こういうことで、みんなでやってけると、こういうようなことで、全くそのとおりだと思います。学校の力だけではなく、地域力、家庭力、いろいろ全てであると思います。

そこで、私の提案というのは、やっぱり命の根源は生命、生命の一番最初はオギャーと生まれた赤ちゃんだね。やっぱりこれは妊婦さんも講師に中学校の保健活動なんかに利用、協力いただいて、利用じゃないな、協力いただいてお話をすると。あるいは中学生の方にも保健の活動に妊婦さんと同じように腹に、私の腹みたいにおもりでもつけて歩かせるとか、そういうふうな活動も必要だなと私は思うんです。それで赤ちゃんも、産まれたばかりでは大変だけれども、支障がない程度の赤ちゃんを抱かせてしばらく預けてみるとか、そういうことで命というのはこういうものだよということを小学生、中学生に実感させなきゃいけないと。そういう時間があってもしかるべきで、学校現場でね。もちろんおっしゃるとおり、家庭なり地域でもそれは協力し、そういう時間なりを共有しなきゃいけないというのは理解できるんですが、私のつたない提案ですが、教育長のお考えを伺って質問を終わりたいと思います。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。

まさしく今、佐山議員さん言われたとおり、学校教育だけでこういったものは行われるものでなくて、やはり学校、それから家庭、地域一体となって行われるべきものであり、特に小さいころの両親の愛する気持ちに支えられて育つということはまず何といても基本だろうというふうに思っております。

今、議員さんのご提案のございました、事が大きければ、生命の誕生といいますか、そういった部分では実はきょうの回答の部分には具体的には載せてございませんけれども、例えば赤ちゃんの人形を使って助産師さんのお話を聞くとか、そういったのは具体的にやっている学校などもございますので、さらに幅を広げてご提案を受け止めたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

12番（佐山富崇君）規則でありますので、本当はもう1点聞きたいんですけども、時間があ

ますので終わりにします。

議長（阿部 均君）12番佐山富崇君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）8番佐藤智之君の質問を許します。佐藤智之君、登壇願います。

8番（佐藤智之君）8番佐藤智之です。私は、平成25年第2回議会定例会におきまして、次の3件について町長に一般質問をいたします。

その1件目は、仮設住宅入居者の意向と要望についてであります。今般、私は第3回目となります仮設住宅のアンケート調査を実施させていただきました。仮設入居者の意向と要望が数多くあった中から、その主なものについて伺うものでございます。

1つは、昨年と比べ、あなたや家族の健康状態で「悪くなった」が31パーセント、「いらいらする」「ささいなことでもけんかをする」「心配が多過ぎてどうしてよいかかわからない」等の精神的ストレスがふえているようでございます。町として、このような仮設入居者に対する今後の健康対策をどう進めていくのか。

②として、「仮設をいつごろ出たいか」の調べでは、「今すぐにでも」が37.7パーセント、「1年以内に出たい」が22.5パーセント、「2年以内」が17.2パーセントとなっておりますが、この結果をどう分析し、その対応について伺います。

③として、行政への要望では、イ. 早く土地を買い取ってもらい、住宅を建てられるようにしてもらいたい。ロ. 災害公営住宅に希望どおり入居できるのか。ハ. 家賃が高いのではないかと。ニ. いちご団地のみでなく、被災者の復興も早くしてほしい。ホ. 集団移転先の選択肢を広げ、住民の意見を尊重してほしい等、代表的な事例でございますけれども、これらの対応を伺うものでございます。

大きな2番、大震災以降ふえている車両損傷に対する損害賠償の対策強化についてであります。大震災以降、道路の破損による車両の損傷や、暴風により飛散した仮設住宅の下屋が自動車を破損し、その損害賠償事件が発生しているが、その予防対策として日常、道路の管理点検と仮設住宅のスロープ棟にかかる下屋の暴風対策を十分に行い、悲惨な人身事故防止等を図るべきである。

次に、大きな3番として、子育て支援の拡充についてであります。町では、家庭、地域、学校が相互に連携して子供を育てる、いわゆる協働教育活動を進めておりますけれども、その中で子育てひろば「きらり」、家庭教育支援チーム「夢ふうせん」、また子育てサークル「なかよし会」等の活動が活発であるが、大震災後、その使用会場が点在し、今までのように定まった会場、定まった日時で運営することが難しくなっております。町では将来、新山下駅周辺地内の都市計画区域内に保育所、子育て支援センターの建設予定をするが、その間、役場敷地内でも仮設の子育て支援センターを早急につくり、安心して子育てができるよう、また若い子育て世代の町外への流出に歯どめをかけ、子育て支援の拡充を急ぐべきであるが、町長の所見を伺うものでございます。

以上、3件を最初の一般質問といたします。

議長（阿部 均君）本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）佐藤智之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、仮設住宅入居者の意向と要望についての1点目、仮設入居者に対する今後の健康対策についてですが、これまで地域サポートセンター事業として保健師、看護師

による訪問指導、仮設住宅の集会所単位での健康相談会を実施し、精神的ストレスに対する相談、生活習慣病予防、高血圧症、糖尿病等の重症化の防止、そして医療機関への受診勧奨等に取り組んでいるところであり、今年度はさらに健康相談会で認知症の予防、筋力低下防止教室を加え、充実を図っているところであります。

また、昨年度に引き続き、健康づくりの一環として各集会所を会場に仮設住宅簡単クッキング教室、運動教室を開催するとともに、保健センターにおいては月1回、医師による精神保健相談を実施し、さらに県立精神医療センターの医師や作業療法士による「こころの相談ほっとサロン」を毎月1か所の集会所で開催いただくなど、心のケアに努めているところであります。

今後とも、入居されている方々が安心して元気に過ごすことができるよう、各関係機関と連携を図りながら、健康対策に努めてまいります。

次に、2点目、仮設をいつごろ出たいのかのアンケートの結果をどう受け止めているかについて、お答えいたします。

仮設住宅入居者の方々については、被災される前との居住環境等が急変する中で、居住空間も狭く、不自由な生活を余儀なくされており、また、震災から2年3か月が経過し、仮設住宅での新たなコミュニティのもとで環境の変化に加え、対人関係でも気を遣う日々が続いていることもあり、いち早く仮設住宅を退居し、新しい住居で元の生活を取り戻したいという強い思いがアンケートの結果にあらわれているものと受け止めております。

このような状況を踏まえ、町では仮設住宅の管理運営について、仮設住宅の行政連絡員や民生委員の代表者等々、関係者で構成する山元町応急仮設住宅連絡協議会を毎月開催するとともに、仮設住宅入居者に対する見守り相談事業や、人と人の触れ合う機会の中で孤独感を少しでも払拭できるよう、仮設住宅集会所においてお茶っこサロン事業等を実施するなど、入居者の方々の精神的なケアにつながる事業を展開しているところであります。

一方、新しい住居で一日も早く元の生活を取り戻したいという強い思いに応えるため、町としましては被災者の方々が復興の姿を具体的にイメージできるよう、復興計画会の開催など、復興の進捗状況について情報発信してまいりました。また、本年4月に災害公営住宅18戸が県内最速で入居可能となったことで、被災者の方々に新生活への見通しをより具体的に持っていただけたものと考えております。

今後の取り組みとしましては、被災者の方々が一日でも早く生活を再建できるよう、新山下駅、新坂元駅周辺市街地整備に当たっては設計・施工一括発注、総合評価落札方式を採用することにより、スピード感を持って防災集団移転用地の整備や災害公営住宅の建設などを進めてまいりたいと存じます。

町としましては、平成27年度のできる限り早い時期に新市街地における宅地の供給、そして災害公営住宅の入居が全て完了するよう、鋭意努力してまいります。

次に3点目、行政への要望についてですが、イの被災宅地の買い取りにつきましては、町では第1種、第2種災害危険区域から移転される方の被災宅地買い取りを防災集団移転促進事業により実施しております。被災宅地の買い取り時期につきましては、町としましては買い取り代金を住宅再建の資金に充てていただきたいとの考えから、被災された方の移転時期に合わせて順次買い取りを行うこととしております。このことにつつま

しては、これまでも説明会や広報やまもと等によりまして、被災された方々にお知らせしてきたところであります。このような買い取り方針のもと、町ではこれまで単独移転された方を中心に約300筆の買い取りを行っております。被災宅地の買い取りは、契約会の方式により定期的に行っております。今月はちょうど11日から19日までの期間で契約会を開催しているところでございます。

次に、3点目のロ. 災害公営住宅に希望どおり入居できるのかについてであります。昨年7月から11月に実施いたしました最終意向調査の結果をもとに土地利用計画を作成し、公営住宅の間取りやペア入居、ペットとの同居などの希望も反映して移転していただけるよう検討を進めているところであります。しかし、意向の中には補助制度やまちづくりの観点から希望に添えない場合があります、例えば2人世帯で公営住宅の3LDKあるいは戸建て住宅で数百坪の大きさを希望されているような事例があります。最終意向調査から時間が経過し、状況が変化している方もおられると考えられますことから、新たな被災者支援として津波被災による住宅支援の拡充策も打ち出す予定でありますことから、最終意向調査をもとに各被災者の具体的な意向を個別に把握するように努め、被災者の希望に応えられるよう、鋭意調整してまいりたいと考えております。

次に、3点目のハ. 家賃が高いのではないかについてですが、家賃は各世帯の所得や人数、入居される災害公営住宅の面積や地区、戸建て、連棟の型式等により、公営住宅法に基づき算定した金額となります。なお、所得が少なく、住宅に困窮されている被災者の方々が応急仮設住宅から安心して災害公営住宅に入居できるよう、東日本大震災復興交付金の基幹事業である災害公営住宅家賃低廉化事業と東日本大震災特別家賃低減事業を活用し、家賃の低廉化に努めているところであります。

一例を申し上げますと、単身の65歳以上の方で年金収入120万円の方が新山下駅周辺地区災害公営住宅、連棟式、2DKへ入居した場合の家賃は、通常ですと1万7,300円となりますが、低廉化事業と低減事業により、入居から5年間は月額で5,300円となっております。そして、6年目から段階的に家賃が上昇し、11年目以降は通常の家賃となる、そういう形で対応してきているところでございます。また、本来であれば入居の際必要となる敷金についても、通常は家賃の3か月分を納めていただくことになるんですが、災害公営住宅に関しては家賃の1か月分に減免しており、入居を希望される方々が負担にならないように努めているところでございます。

次に、3点目のニ. いちご団地のみではなく、被災者の復興も早くしてほしいについてですが、通常、市街地整備については2年から3年の基本計画の策定期間を経て用地の選定、事業認可などの幾多の諸手続を行いながら事業を進めていくもので、住宅の建設までには長い期間を要する事業であります。しかし、実際には少しでも早く事業を進めるため、昨年度1年間で新市街地の事業化を図り、本年3月から用地買収を開始し、4月には県内最速で山下地区の第1期災害公営住宅の一部入居が実現したところであります。また、新市街地の造成工事も一括発注によりまして、平成27年度の早い時期に全ての災害公営住宅の入居と宅地供給を完了することを目指して、現在手続を進めている状況であります。

一方、町の主要産業であるいちご団地については、イチゴ農家の方や土地所有者など関係者の努力により、復興交付金の事業としていち早く事業化が可能となったものであります。

町といたしましても被災者の方々が仮設住宅などから定住先である新市街地の公営住宅や宅地に一刻も早く移転していただき、日々の暮らしを取り戻していただくことを第一に考え、鋭意努力しているところでございます。いずれにしましても復興事業につきましては、各部署で最大限の努力を払い最速のスピードで進めているところでございます。

次に、(ホ) 集団移転先の選択肢の拡大につきまして、3月の定例会において採択されました磯区、笠野区の代表の方による磯大壇地区、合戦原赤坂地区への防災集団移転に関する請願についてのご質問と理解いたします。両氏から提出された請願が議会において採択されたことにつきましては、真摯に受け止めております。一方、町としましては、マンパワー及び予算が限られる中で、まずは震災復興計画に位置づけられ、また持続可能なまちづくりの拠点となる3地区の新市街地整備を軌道に乗せることにエネルギーを傾注することとしております。請願のありました防災集団移転につきましては、新市街地の整備に一定の道筋をつけた上でしかるべき時期に震災復興計画等との整合性を考慮の上、条件整理をしながら検討してまいります。

次に大綱第2、大震災以降降ふえている車両損傷に対する損害賠償の対策強化についてですが、大震災以降、議会に報告しております合計20件のうち町道における車両の損傷が7件、暴風による車両の損傷が11件、車両物損事故が2件となっております。

町道の路面災害復旧の工事は5月末現在で約74パーセント完了しておりますが、災害復旧・復興にかかる大型車両の通行が激しく、新たな損傷が発生している現状にございます。損害箇所の対策は、アスファルト面は常温合材による応急的な補修、砂利道は砂利の補給、整地、転圧で対応しており、損傷の規模が大きく応急対策ができない場合は、注意喚起のための看板やコーン、バリケードの設置等を行っております。

また、国土交通省を初めとする工事発注機関の工事責任者で構成している山元町交通安全協議会連絡会を定期的を開催し、各種工事の工程調整や交通安全対策、大型車両通行ルートについて協議しております。

なお、町道の中でも交通量が多く事故の発生割合が高い幹線道路を中心に、パトロールを毎週1回行い、路面状況を把握し、また住民からの情報に対し迅速な対応を日々行っております。今後も常日ごろのパトロールの強化と情報収集を重点的にを行い、なお一層事故発生未然防止に努めてまいります。

次に、仮設住宅の管理については、毎月1回開催の応急仮設住宅行政連絡員で構成する協議会での情報収集や入居者からの直接のふぐあいの情報などから現場を確認し、速やかに対処しているところでございます。暴風警報など気象警報発令時は町民の安全安心の確保のための迅速な対応をこれまで以上に徹底するとともに、応急仮設住宅等の町管理物の常日ごろからの維持管理、定期的な点検を実施してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に大綱第3、子育て支援の拡充についてですが、現在町では国の復興交付金基幹事業である保育所の複合化・多機能化推進事業の活用を図り、町の子育て支援拠点として保育所に子育て支援センターや児童館の機能を併設した施設を新山下駅周辺市街地に設置する予定としております。この施設の建設に当たっては、保育サービスの充実を初め、子育てサークル等が集える場所の確保はもとより、子育て支援にとどまらず地域で子供を育てるという観点から地域交流、世代間交流の機能も視野に入れ、検討を行っている

ところであります。

ことし4月に子育ての経験や知識を有する方々を中心とした家庭教育支援チームが立ち上がり、子育て団体の活動が活発になっておりますが、町の事業や他団体の利用のため一定施設で定期的な利用日を確保するまでにはいたっておらず、保健センターを中心に少年の森や勤労青少年ホーム、合戦原学堂といった施設の利用調整を行ってきたところであります。

仮設の子育て支援センターを設置してはどうかのご提案であります。団体からは「幼児や児童の活動場所として畳やカーペットのスペースを」との要望を伺っており、現在既存施設の中にそうしたスペースが設けられるよう検討しているところであります。新たな子育て支援拠点ができるまでの間は、既存の施設のさらなる有効利用や利用調整により団体が定期的に利用できるよう対応してまいりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

なお、子育て支援の拡充のための事業といたしましては、今年度から健やか絵本配布事業を実施するとともに、今議会においても風疹予防接種費用助成事業を提案しているところであり、今後とも子育て支援の充実に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

8番（佐藤智之君）はい。3番から再質問させていただきます。

ただいまの子育て支援の拡充でございますけれども、「畳やカーペットのスペースを」との要望を伺っていると。今回新たに、決まった場所で決まった日時で定期的に定期的開催できるよう、仮設でもいいからまずはつくっていただきたい、これが今回の要望の大きな点でございます。確かに近い将来、新山下駅周辺に新しく保育所に子育て支援センターや児童館の機能を持った施設を設置することとなっておりますけれども、まず新しく設置する、開設する予定、これは大体いつごろになるのか。まずこれを伺いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。現在検討を急いでいるところでございますが、具体的な見通しにつきましては、生涯学習課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。議員の方からもお話がありましておりに、新保育所建設の際には子育て支援センターを併設したいと考えてございます。時期といたしましては、ただいまやっと、基本計画なり何なりという部分でございますので……、基本計画の方の……。

議長（阿部均君）開設時期。開設時期はいつかということです。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。仮設の支援センターというようなことではございますけれども、支援センターという意味ではございませんで、活動する場所という形で既存施設の中に確保したいというふうなことでございます。これにつきましては、保健福祉課と生涯学習課の中でいろいろ協議してございまして、近々というふうな期間でできるだけ早期の時期に、ここ数か月といえますか、そういった時期の中でやっておきたいというふうに考えてございます。場所の方の設置をしたいと考えております。

8番（佐藤智之君）はい。私が聞いたのは、新しくできる新山下駅のその時期ですよ。近々できるんだったらこれに越したことはないけども。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。大変申しわけありませんです。聞き違えまして、大変失礼いたしました。

今のところ、基本計画なり何なりの部分でございまして、めどといたしましては、28年度あたりになるのかなというふうなめどの方をつけているところでございます。

8番（佐藤智之君）はい。ただいま課長の答弁で28年度と。これから3年後ですね。それで、この3年間待てない、そういう思いがあって、仮設でもいいから支援センターをつくってほしいという要望、中身でございまして、改めて町長、その辺、仮設、本当にプレハブでいいと思います。できないことはないと思いますので、その辺町長の決断次第ですので、きょうできればこの場で決断をしていただきたいと、このように思いますけれども、どうですか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどお答え申し上げましたのは、プレハブということじゃなくて、既設の施設の一角を専用にお使いいただけるような形での今検討を鋭意進めているというふうなことでございますので、そういうことでご理解いただきたいし、若干時間をおかりしたいというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい。利用者の方々は、既設の設備を使うとなるともともと予定が入っていると。そうすると、決まった曜日に使えない。それで、いろいろ場所を変えなくちゃならない、保健センターあるいは合戦原学堂へ行ったり、それとあそこの山寺の少年の森に行ったり、非常にその辺のやりくりが大変だと。ですから、できあがる3年間の間、ちゃんと決まった日時、決まった場所で使える施設が欲しいという中身でございまして。確かに既存の施設を利用してもらうのが一番いいんでしょうけれども、ただ日程がダブったりして思うように使えない、そういう思いですので、その辺、利用者、若いお母さん方の気持ちをぜひ酌んでいただきたい。町長ならばわかってもらえるのではないかと、そういう希望もあって、きょうあえてこのことを取り上げているわけです。もう一度、その辺。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、佐藤議員からご指摘いただいたような両団体の諸事情、これにつきましては、過般そういう皆さんとじっくりと意見交換する機会もございましたので、私なりに十分その辺の事情、実態を理解しているつもりでございまして。そういうことを前提に、極力団体としての使い勝手のいい形でのスペースの確保というようなことで今努力中ということでございまして、よろしくお願いいたします。

8番（佐藤智之君）はい。もう一度確認しますと、努力中、中ということは、仮設をつくってもいいという意味ですか。それとも従来どおりの既設の施設を使ってもらいたい、そこから脱皮してもらいたいんですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。一番最初に申し上げたように、この敷地内にある既存施設の一角にこの子育て支援の皆様に専用的に使って多分もらえるようになるんだらうというふうに思いますけれども、そういうふうな考え方のもとで事を進めているというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい。何ぼやっても堂々めぐりではないかとは思いますが、ぜひその辺、各団体の使いたい日にち、なるべくその意向に沿うように、まずはその辺努力するという意味でしょうから、まずそこは信頼を申し上げて、次に第2段階で、できればこの3年間仮設を建てるような、そんなに金はかからないと思います。その節は補正予算でぜひとも対応させていただければ、万感の思いを込めて賛成いたしますので、よろしくひとつお願いいたします。その辺、もう一度町長の決意をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来からご説明している関係、いまいち共通理解にならない部分

があるみたいですが、仮設としてプレハブということで今整備を念頭に置いているということではなくて、建物の一角にそういう団体の方に定期的な利用が確保できるような、そういう形での整備を今急いでいると、整備の検討を急いでいるということでございますので、そういうことをご理解をいただきたいと。ですから、改めてまた仮設というふうなことを考えなくてもいいように、あとは新市街地のものができるまでその中で安心して利用いただけるようなそういう形を考えているということをご理解いただきたいというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい。じゃあ、私の聞き違いか勘違いか、じゃあその方向でぜひ検討をお願いいたします。第3件については以上でございます。

それでは、本来の大綱第1の方から再質問をさせていただきます。

まず、問1の①健康状態、この中で定期的に医療機関への受診勧奨等を進めながらやっていると。あるいは健康相談もやっていると。それで、やった実績としてどれくらいの方々がこの健康相談に参加されているのか。パーセントでもいいです。例えば、3割の人、あるいは5割の人、その辺の状況はどうですか。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。健康相談については各集会所で開催させていただいているんですけども、人数のとり方としては、全体的に24年度延べ人数553名の方が相談に見えています。以上です。

8番（佐藤智之君）はい。それで、それは大体仮設に入っている方のどれくらいの割合になるんですか。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい。大体の数で申しわけございませんけれども、1割程度かというふうに認識しております。

8番（佐藤智之君）はい。1割となると、ちょっと思ったより数値が低いのかなと思いますけれども、この辺もっと受診がふえるように手を打たないと、確かに仮設に行くと、この前行きましたら日中から私今酒飲んでますとか、そういう場面にもぶつかりました。そういうことで、やはり精神的ストレスが相当、前よりも強くなっているなど。その辺は役場としても掌握されていると思いますけれども、町長、その辺、受診率の向上について手の打ち方がありましたら、ありましたらより打つべきだと思いますけれども、その辺どうですか。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。健康相談については1割程度ですけども、ほかの場面での健康相談以外に、出てこれない方については訪問部門で訪問をしたりとか、その方の状態に合わせてケアをしておりますので、なかなか問題ケースがあるようであればぜひ議員さんの方から役場の方に相談していただくように口添えしていただければありがたいと思います。以上です。

8番（佐藤智之君）はい。室長からうまく逃げられたようで、私も努めてその辺の情報はわかり次第お知らせはしますが、やはりここは基本は役場ですので、渋谷さん、余り逃げないようにしてください。

次に、(2)番、今すぐにでも出たい気持ちがかかなり高率を占めておりますけれども、その今すぐにでも出たいんだと。ただ、出ても入る場所がありませんので、その思いがここにあらわれていると思いますけれども、とにかく1年以内、2年以内でとにかく仮設を出たいと。この辺を十分意を酌んでいただいて、町長の答弁でも一括発注総合評価落札方式を採用しているからどんどん早まるんだと、こういう威勢のいい回答をいただ

いておりますけれども、とにかく目標として27年度のできる限り早い時期にまで入居が全て完了したいと、こういう答弁でありますけれども、その辺27年度でも前半なのか、後半なのか、中ごろなのか。27年の4月1日と28年の3月31日ではほぼ1年違いますので、その辺の具体的な日時がもし決まっていれば。

町長（齋藤俊夫君）はい。新市街地の整備あるいは入居ということでございますが、27年度のできるかぎり早い時期を今のところ目指しているというようなことで、まだ何月というようなところまでのそういう計画のということではないというようなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい。次に、(3)の早く土地を買ってもらいたいと。回答の中で約300筆の回答を行っている。あと残りどのくらいの筆数があるのか、もしおわかりであれば。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。残りの契約の筆数ということでございますけれども、筆という形ではないんですけれども、その筆については今買い取りできる宅地とかそういった部分を今もう精査しているところでございますので、筆数という形ではないんですけれども、住まいに関する意向調査というものを昨年夏に行っておりまして、こちらの方々に全体で2,629世帯の方にアンケート調査を行っているところでございます。こちらの方々から買い取りですとか、移転先ですとか、そういったアンケートをとっているところでございますので、世帯数でいけば全体で2,629世帯にアンケートをとっているということでございます。

現在のところは、筆数になりますけれども、300筆の買収が進んでいて、今ちょうど契約会をやっているところでございますけれども、6月11日から19日の期間、契約会、こちらの方々については対象大体約190世帯、こちらの方々を対象に契約会をやっているところでございますので、これからその意向調査等を確認させていただいた残りの方々への買い取りを順次行っていくというふうな予定をしているところでございます。以上でございます。

8番（佐藤智之君）はい。そうしますと、意向の2,629から見るとまだ1割にも満たない、こういう状況でしょうかね。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。失礼いたしました。今、意向調査につきましては2,629世帯ということでございましたけれども、買い取りの方につきましては1種、2種の区域の方が世帯の対象となりますので、そちらの方々については約1,440世帯の方々が対象になるかと思っておりますので、買い取りの対象世帯では1,440世帯ということになります。

あとは、この300筆の世帯数につきましては、申しわけございませんが今ちょっと手元に世帯数の資料がありませんので、申しわけございませんが今は300筆ということでご回答させていただきます。以上です。

8番（佐藤智之君）はい。それでは、時間も大分、こちらはいっぱいあるんですけれども。

家賃が高いのではないかと。先ほど町長答弁の中身、意外と仮設の方々、忘れてるか、あるいは家賃表だけ見て、わあ、高いという印象を持っている場合も想定されます。それで、やはり仮設に住んでおられる方、あるいはときどきはその辺丁寧に説明してあげないと、私も勘違いする場面もありますので、その辺の対応をしっかりと行っていくともっともっと理解がふえるのではないかと、このように思いますけれども、町長、その辺対応についていかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、ご指摘いただいた家賃の制度、なかなかこの周知がされないという悩ましい部分があるかというふうに私も思っております。この家賃の制度の問題だけに限らず、町としてはいろんな機会を捉えて広報なり周知に努めているつもりなんです。なかなかやはり皆さんお一人お一人、そのときどきの問題意識が必ずしもタイミングよく共通の問題になっていない部分がございます。広報をある時期に提供してもそれを見ない、見過ごすというふうな、そういう場面がいろんなところで繰り返されているんだろうというふうに思いますので、しかし、この2年、3年お待ちいただく中でいろんな場面展開をして、我々もお知らせをしなくちゃいけない、知ってもわらなくちゃいけないという場面が繰り返されますので、これはやはり時折さまざまな機会を捉えてこの周知、広報に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

8番（佐藤智之君）はい。次にホ、集団移転先の選択肢を広げ、住民の意見を尊重してほしいと、こういう切実なる声を伺っております。この前、町長の方から議長宛てに回答文がありました。また、きょうの回答の中に「しかるべき時期に」という文言がございます。これが一番知りたいのですよ。いわゆる、しかるべきとはいつなのか。もう今流行語で言うところ、今でしょうと思えますけれども、その辺具体的にお示しをしていただかないと、やはり関係者は夜も寝つかれない、このように思えますけれども。

町長（齋藤俊夫君）はい。しかるべき時期、流行に乗って私もそうお答えしたいところでございますけれども、なかなかそういうふうな状況までには町全体としては残念ながらいっていないというようなことでございます。議長に処理経過をご報告申し上げた中で、処理経過の一行一行に我々の思いを酌み取っていただければありがたいかなと。そういう中で、しかるべき時期というものを一定程度ご理解をいただければありがたいというふうに思っているところでございます。

8番（佐藤智之君）はい。大体災害公営住宅、あるいは新市街地の整備、ここ2年ぐらいである程度めどがつくと。私の思いとしては、例えばしかるべきとは2年後あたりに返答する、返答もまた質問にしますけれども、そのように思えますけれども、きょう具体的に例えば2年後あたりにとか、もっと早く1年後とか、その辺明示はできないんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。市街地整備に当たっては、都市計画なり事業認可というふうなことで、まさに計画的に事を運んでいるわけでございますので、やはりその計画が一定程度固まって、こういう形で最終的に入居の戸数を把握できると、動かないと、やっぱりそういうふうなことをしっかり我々としても見きわめないとうまくないのかなというふうに思っておりますので、そういう時期が早く来るようにいろいろと今努力しているというふうなことで処理経過を報告させていただいたつもりでございます。

8番（佐藤智之君）はい。それで、最後の答弁といいますか、条件整理をしながら検討してまいります、こういう答弁をいただきましたけれども、この検討というのはつくるということに捉えていいですね。要するに、2つの団地に赤坂とそれから大壇、この2か所に必ずつくってまいりますと、そのように決断されているということに捉えていいんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。決断をというふうなことも含めて、やっぱり一定のめどがつかないとなかなかこの問題の最終結論を出すようなまだ状況に至っていないというようなことをこれまでもお話をさせていただいてきたところでございます。よろしくお願いたします。

8番（佐藤智之君）はい。まだその辺見きわめないとだめだと、そういう答弁のようですけども、どっちみちやると決めた以上、やはり関係する方々にも一刻も早く安心させる意味でも、やはりしかるべきとき、いわゆる半年後あるいは1年後、その辺の具体的な時期に、この件はずっとついて回る最も重要な案件になると思いますので、やはり早い段階で、できればきょうのこの時点で決断をしていただきたいと思いますけれども。とにかく当初、当時の決断からくれぐれも後退しないよう、むしろ難しいこの状況を乗り切って、最後は町長自身の決断で必ず2団地をつくってまいりますとの決意、きょう語れないですかね。

町長（齋藤俊夫君）はい。残念ながら、まだそういう状況、タイミングではないというふうなことでございます。

8番（佐藤智之君）はい。じゃあ、私もこのことを忘れないで、決まるまで追求あるいはしてまわりたいと思いますので、くれぐれも後退することのないように、きょうは残念ながらここでとどめておきますけれども、私も意外と執念深い男ですのでよろしく願います。

では、あと問2の損害賠償、これは震災以降20件を数えているんですね。もう今回も議会に3件ですか。これは専決処分で出されてまいりますので、質疑ができないと。そういうことで、今回一般質問でやらせていただいておりますけれども、まず道路の辺で、前に町長はその場面の町長でなかったものでご存じないと思いますけれども、かつて4、5年前に道路の状況について郵便局と提携を結んでいるんですよ。郵便配達の人が日常の集配業務の中で、道路が悪ければその都度役場に連絡すると。それが現在生かされているのかどうか。生かされていればこういう毎議会ごとに専決処分出てこないはずなんだけれども、その辺どうですかね。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。郵便局と提携いたしまして、そのような情報の収集を続けてはまいりましたが、震災以後は、件数が多いために郵便局の方からの情報が一様には入ってこなくなりました。震災以前は提携をしておりました。情報はいただいております。今後は、なお郵便局さんとかあと関連します機関から情報をいただくようにしてまいりたいと思います。

8番（佐藤智之君）はい。では、その辺町長の責任において、山元郵便局長、坂元郵便局長ともう1回よく話し合っていたきたいと思います。震災直後、いろいろああいいう極限の状態でいろいろあったことは確かにわかりますけれども、とにかく多過ぎるんですよ。

それと、ひどいのが仮設のスロープ等の議案、これで2回目なんです。幸い2回とも人身事故がなかったからいいようなもので、これが万が一あの屋根が吹っ飛んで、遊んでいた子供の体に落ちたら、それこそ死亡事故ですよ。その賠償たるや大変だと思います。保険に入っているからいいやと、そういう安易な気持ちじゃなく、やはりその辺嚴重にチェックをしていかないと、またスロープの議案については、業者にもう一度嚴重な点検をさせて、場合によってはアンカーをがっちり打ってもらおうとかそうでもしないと、この事故・事件はずっと繰り返すことになります。その間に悲惨な人身事故が起きたのでは遅いと。その辺、町長のかたい決意を伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。仮設住宅での安全管理というふうなことでございますが、ご指摘のとおりでございます。物損事故の範囲で今済んでいるというふうな状況でございますけれども、本当にこれ以上の大きな被害を出さないような、そういうしっかりとした管理、

事前チェックを含めての維持管理をしていかなければならないというふうに思っておりますので、改めてこの辺は肝に銘じながら、行政連絡員の方々との連携あるいは役場内の関係部署の事前のできるかぎりの対応をしながら、こういう仮設住宅等での事故の抑制防止というふうなことに十分意を用いて対応してまいりたいというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい。仮設に限らず、あと最初にあった車関係、これは、我々も例えば役場に来る途中、あるいは日常の町内で走っている途中、道路の状況が悪ければその都度役場には連絡はするようにしております。そういうことで、職員の方も朝晩、帰りは夜で暗いからわかりにくいというあれもあるでしょうけれども、せめて通勤途中の間でも、役場職員いっぱいいらっしゃるわけですから、誰かは気がつくはずですよ。気がついた職員から順番に森課長の方へすぐ連絡を入れる、あるいは寺島課長の方へ連絡を入れるとか、そういう体制をつくっていかないと、本当にいつ何どき悲惨な事故に遭うかわからない。その辺は町役場総力を挙げてこの事故防止に努めていってほしいと、最後町長の並々ならぬ決意を聞いて私の質問を終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい。町全体としての道路あるいは仮設等々での徹底した安全管理というふうなこと、これは、町の行政を担う私も含めた町職員を先頭に、そしてまた町民の方々にもやはりこの問題意識を共有していただきながら、やっぱり町全体として取り組む必要があるんだろうというふうに考えておりますので、そうした方向での安全管理対応、しっかりと対応させていただきたいというふうに思います。（「終わります」の声あり）

議長（阿部 均君）8番佐藤智之君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次の会議は6月14日午前10時開議であります。

皆さん、大変ご苦労さまでございました。

午後 5時48分 延 会